

可認物候群種三第回六廿月二年七十二治明

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 5. May 1911.

VOL. XXIV.

明治廿一年五月刊

五月二十日發行

監獄協會雜誌

明治四十四年

五月二十日發行

卷四拾貳第

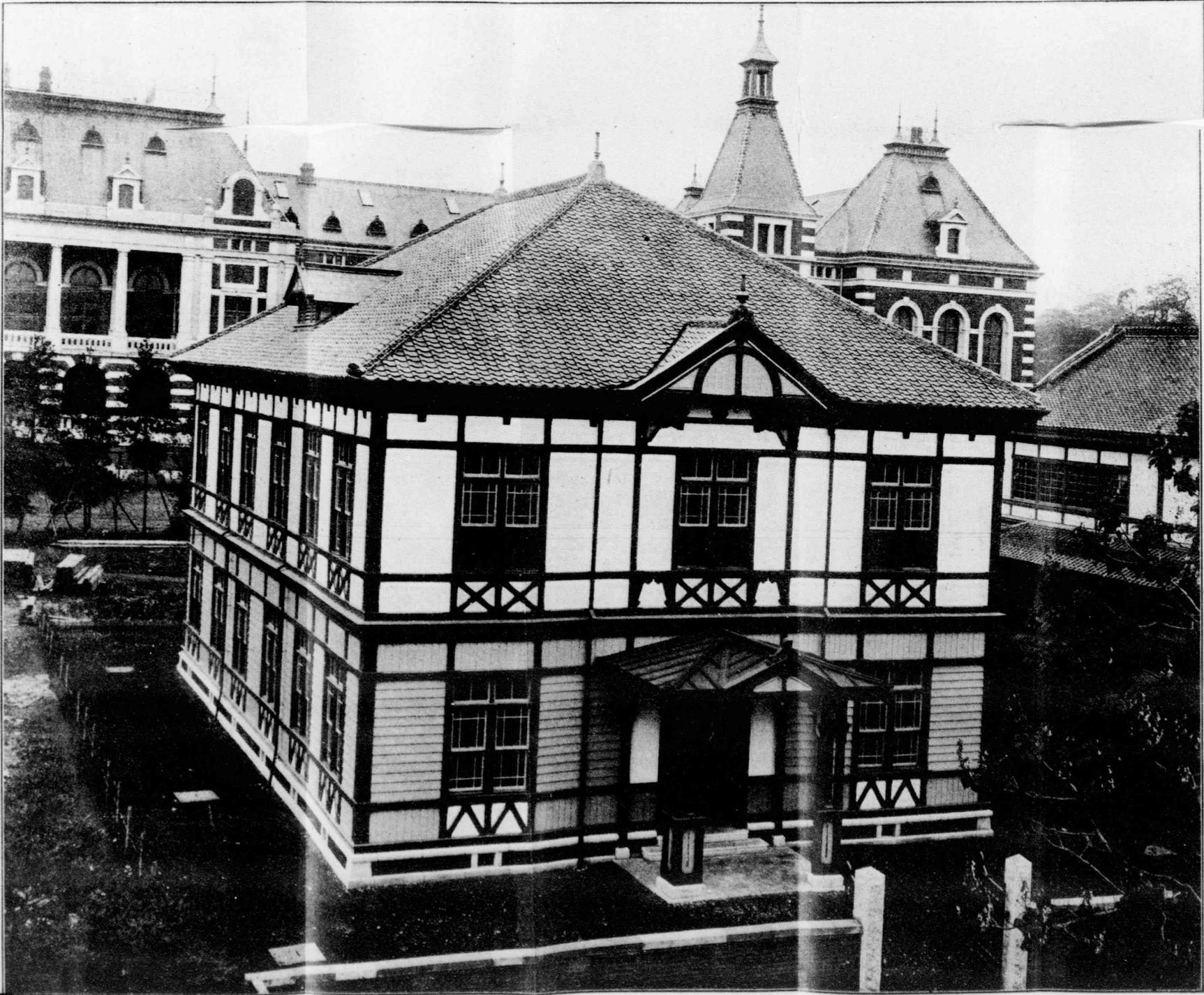
號五第

行發會協獄監

第貳拾四卷第五號目次

○論 說……………	(一頁)	○救護事業……………	(六七頁)
○社會と犯罪者(三)……………	文學士 十時 彌	○香川縣の保護手續……………	
○工場法に規定せる労働と監獄作務に就て……………	上田 定次郎	○沖繩縣の保護會創立……………	
○講 演……………	(一二頁)	○千葉縣の保護會創立……………	
○經費博覽會及幼年裁判所……………	真 木 喬	○翻 譯……………	七二頁)
○寄 書……………	(二〇頁)	○英國監獄參事會の内務大臣に對して爲したる報告書(三)……………	大澤 豊次郎
○犯罪者の系統的危險性……………	末 光 生	○雜 錄……………	(八三頁)
○逃走に關する諸種の事情……………	中村 雲山	○白蟻に就て(其二)……………	大島 正滿氏談
○在監人の接見に就て……………	宮 森 豹	○精麥機並に挽割機の成績……………	前橋 監獄報
○監獄の懲罰制度に就て……………	櫻井 革 聲	○各地通信……………	(八八頁)
○監獄衛生……………	(四二頁)	○金澤たより……………	
○犯罪者の體格に就て……………	美濃部 龍吉	○叙任及辭令……………	(九〇頁)
○監獄衛生感(其二四)……………	石崎 資樂生	○本會記事……………	(九一頁)
○統 計……………	(六一頁)	○雜 報……………	(九一頁)
○明治四十四年三月末日現在在監人員表……………			
○明治四十四年三月末日現在在受刑者罪名表……………			
○明治四十四年三月末日現在在監人員監獄別表……………			

新 築 監 獄 協 會



監獄協會雜誌第貳拾四卷第伍號

論

說

○社會と犯罪者(三)

文學士 十 時 彌

或は以爲へらく、犯罪者は社會の敵なり、宜しく懲罰の效を擧げて之を鎮壓絶滅せざるべからずと。或は以爲へらく、犯罪者も亦社會の子なり、須らく保護の道を講じて之を匡正救治せざるべからずと。かくて一方には一般豫防の必要を説き、一方には特別豫防の方針を唱へ、此の兩面を兼備して、以て刑罰の實效を奏すべしとす。社會が犯罪者に對する態度は、當に此の兩面的標準に依據すべきものたること、輒近殆んど普く承認せらるゝ所たるが如し。然れども、之を實際に施すに及んでは、果して一般豫防を主とすべきか、若しくは特別豫防を重んずべきか。應報主義を唱ふるものは前者に傾き、人格主義を執るものは後者に偏し、其の間意見の背馳を免れざるものあり。是に於て、穩健なる論者は、兩者の偏重すべからざることを説き、論じて曰く、宜しく犯罪ある毎に諸種の事情を考覈して斷案を下すべく、時と場合とに従つて斟酌を加ふるの必要ありと。其の所論寔に著實周到にして、素より異議を挿むべきに非ず。之をかの徒に一般豫防の理論を偏重し、或は特別豫防の學說に拘泥し、得々として論理の一貫を誇るものに比すれば、其の判斷の穩當にして、其の識見の堅確なる、允に天淵

月鑑の差ありと謂ふべし。然れども、更に進んで之を究むるに、其の所謂事情の考覈とは何ぞや、其の所謂時と場合との斟酌とは何ぞや、若し之れが考覈斟酌の標準たるべき學理的根據を確立することなくんば、實際の推斷を施すに當りて遂に五里霧中に在るの感を免れざるべき也。しかも這般の論究尙ほ未だ精しからず、延いて實際上の疑惑を生ずる所以のもの、畢竟社會と犯罪者との關係を明にせず、随つて刑罰の目的を確にせざるの致す所と謂はざるべからず。

刑罰發展の迹を釋ねれば、報復主義より威嚇主義に進み、終に現代の豫防主義に達したることは、既に普く承認せらるゝ所也。然れども、其の實をいへば、此の變遷は決して根本原理の變化に非ずして、單に實際的執行の方針の異動に過ぎず。即ち報復時代或は威嚇時代に在りても、既に豫防主義の萌芽あるを認むべく、威嚇時代或は豫防時代に在りても、尙ほ報復思想の痕迹を留むるを見るべし。究竟する所、刑罰が犯罪に對する反動たる所以に至りては、如何なる段階に在りても相異なる所あることなし。

然るに、論者動もすれば曰く、報復主義、威嚇主義は野蠻時代の思想なり、文明社會の刑罰は豫防主義に據らざるべからず、而して是れ實に文明社會の野蠻社會と異なる所以の一也と。然れども、犯罪の種類に應じて刑罰の輕重を規定せる刑法は、報復主義と沒交渉なりや。刑罰執行の威嚴を保ち、獄則違犯の懲罰を行ふが如きは、威嚇主義と無關係なりや。漫に報復主義を罵るなかれ、徒に威嚇主義を排するなかれ。所謂豫防主義なるものと雖も、決して如上の主義と無關係のものに非ず。素より今日の時代に於ては、誰れが單純なる報復主義を唱ふるものあらん、又誰れが單純なる威嚇主義を執るものあらん。然れども、是等の主義に就きても、深く之を攻覈する所なくんば、決して刑罰の實效を奏すること能はず。若し夫れ徒に豫防主義の空名に拘泥し、文明社會の皮相に心酔し、報復及び威嚇の歴史的關涉と實際的旨趣とを閑却するものは、竟に刑罰の眞義と實效とを明にすること能はざるもの也。

もの也。

既に述べたるが如く、刑罰は如何なる時代に在りても犯罪に對する反動作用也。其の反動の現る所、或は報復となり、或は威嚇となり、或は豫防となると雖も、其の究竟原理たるものは、一切の時代を通じて相異なる所あるに非ず。唯だ文化發展の程度を異にするに從ひて、其の實施の方針に變動を生じたるに過ぎず。一言以て之を蔽へば、刑罰の究竟原理は社會の防衛に外ならず。畢竟犯罪者が刑罰を免れざる所以は、社會生活の中に存して、社會生活に侵害を加ふるが爲めのみ。若し社會生活なくんば犯罪あることなく、犯罪なくんば刑罰あることなし。或は正義の應報といひ、或は侵害の懲罰といひ、或は惡性の鎮壓といふも、歸着する所は、社會の防衛を措いて他に覓むる所あるに非ず。此の故に、報復時代に在りても、威嚇時代に在りても、抑も亦豫防時代に在りても、其根本原理に至りては、毫も相離する所を見ず。寧ろ是等の三者は與に俱に此の根本原理の實施に必要な手段にして、いづれも同時に存在せざるべからざるものと謂ふべきのみ。而して論者往々刑罰進化の迹に就きて、如上の時代を區別する如きは、單に文化發展の程度に從ひて、其の重視せる所の異なるを認めたるのみ。詳に言へば、初めは報復を重んじ、中ごろは威嚇を主とし、今は豫防を尙ふの差あるのみに止まり、いづれの時代にも、他の二者を容れざるに非ず。今此の重要な歴史的意義を閑却し、輕々しく是等の時代を峻別し、直に報復、威嚇を以て野蠻の遺物なりと斷じ、一に未來の危險を豫防し、惡性を匡救すべきことのみを唱へ、以て文明の刑罰なりと説き、以て最新の學說なりと論ず。此の如くんば、刑罰漸く實效を失ひ、犯罪の鎮壓竟に望むべからず。

蓋し報復、威嚇、豫防は刑罰執行の方針のみ、刑罰の目的或は理由に非ず。犯罪者が刑罰せらるゝ所以は、社會的秩序に侵害を加へたるが爲に、其の社會的秩序の反動を受くる也。宛も身體に侵害を加へたる場合に、生理的秩序の反動を受けて、疾病を來すが如きもの也。約言すれば、刑罰の由つて

起る所以のものは、自然的大法の違反によりて反動を受くるに外ならざるのみ。而して、其の所謂自然的大法とは、即ち是れ社會生活の法則をいふものにして、決して形式的法律の謂に非ざること、既に述べたる所の如し。此の故に、社會的生活に對する犯罪の關係を論究するに非ざらん、犯罪の真相を明にし難く、又刑罰の目的を確にすることを得ず。此の關係の論究は、實に刑事人類學及び刑事社會學に依據すべき所にして、かくて犯罪及び刑罰は單に法律上の事象たるに止まらず、當に人類學上及び社會學上の現象たるべく、其の法律上の論究も、人類學及び社會學の結論を俟たざるを得ざるを認むべき也。是に於て、這般の論究は、單に抽象的なる法理的演繹の域を脱し、而して其の實際上の施設は嚴に科學的なる根據を有することを得べき也。

抑も社會を構成せる諸個人は、千差萬別、其の性格の相異なること、宛も其の容貌の同じからざるが如し。是れ各個人の社會的生活が各々特殊なるに本づくこと既に述べたる所の如し。斯くの如く互に相異なれりと雖も、しかも、社會は是等の間に共通の性格を賦與せんとし、各個人を鍛鑄して、一種の類似點を享有せしむ。是に於て、難多の中に共通の類似點を醸成し、以て各社會の特色を表現す。此の類似點判明なる社會は鞏固なる社會となり、不明なる社會は不安定なる社會たるを免れず、此の類似點は之を各社會の標型的人格と稱す。されば、標型的人格は實に社會の基礎にして、如何なる個人も、社會の中に生存する限りは、標型的人格に一致する性格を具へざるべからず。英國人の米國人と異なる所以も、亦其の獨國人と異なる所以も、實に其の標型的人格の差異に本づくに外ならず。此の標型的人格なるものは、單に社會結合の基礎たるのみならず、一種の鍛鑄力を有して社會内の諸個人を統一せんとす。しかも、吾人は常に社會の中に存在して絶えず其の影響を被むるのみならず、祖先以來既に其の鍛鑄を受けて標型的人格に契合するが故に、殆んど其の壓迫の力を意識することなし。しかも一たび外國の社會に入らば、直に其の社會内に於ける一種の壓迫を感知し、往々にして不

快或は苦痛に堪へざる如きことあらん。是れ吾人が外國社會の標型的人格に一致せざるの致す所。吾人若し外國社會に在りて、其の壓迫に堪へ、若しくは之に適應せんことを欲せば、必ず其の標型的人格に契合する所あることを求めざるべからず。

標型的人格は静止不動のものに非ずして、常に進化の過程中に在り。蓋し萬有は進化の萬有なり。社會も亦進化の大法に従つて刻々も停止せず。而して、社會の進化は即ち標型的人格の進化に外ならざる也。即ち標型的人格は常に現實的段階より進んで理想的段階に向ふ。此の故に、理想的標型的人格が健全にして且つ強盛なる社會は、必ず進歩發展すべき社會にして、其の空漠脆弱なる社會は、必ず退歩衰微すべき社會也。此の標型的人格の進化に於て、社會は絶えず諸個人の上には淘汰の悲運を與ふ。詳に言へば、現實的標型的人格に契合し、更に一層優良なる代表的人格たるが如きものは、自ら社會の欽仰景慕の標的となり、之に反して、現實的標型的人格に背反し、且つ社會の生活に危害を及ぼすが如きものは、本能的に憎惡窘逐せられざるを得ず。此の兩面の傾向は全く一致して其の作用を營み、以て社會の進化を促すの因となる。かくて、社會愈々進化するに従ひ、此の社會的壓迫も亦益々強盛となり、標型的人格の意義も亦益々判明を加ふ。此の社會的壓迫は、或は意識的に行はれ、或は無意識的に行はるゝことあり。而して所謂犯罪とは、實に社會が其の標型的人格に背反せることを認めて、意識的に窘迫を加ふるものに外ならざる也。

此の故に、犯罪は必ず其の社會が特に認めて犯罪と爲す所のものに限り、且つ必ず之に對する刑罰を伴ふ。而して、其の壓迫的作用が形式の上に表明せられたるものは即ち刑法の規定にして、未だ形式的に規定せらるゝに至らざるものは、未だ刑法の正條に掲げられざるに外ならざるなり。是に由つて之を觀れば、犯罪は標型的人格の破壊にして、刑罰は之に對する意識的窘迫なり。され

ば、社會が犯罪と認むる所の如何に従つて、一面には、其の社會の標型的人格を察すべく、一面には、其の社會が將來果して進歩すべきか、或は退歩すべきかを卜することを得べし。何となれば、其の選擇妥當なるときは、愈々進んで理想的標型的人格に達するの路を促進することを得べく、若し其の規定不當なるときは、反つて理想的標型的人格に遠ざかりて、益々衰頹墮落の境に沈淪するに至るべければ也。

之に對する意識的窘迫の手段たる刑罰に就きても亦然り。淘汰の方法宜しきを得て、よく標型的人格の進化を助くるときは、社會は愈々發展して眞に文明の域に達すべく、若し其の宜しきを失して、反つて標型的人格を墮落せしむるが如きことあらば、社會は却つて退歩するに至ることを免れず。されば、犯罪は社會生活に於て必然に存在すべき事實にして、刑罰も亦決して已むべからざる反動作用也。或は犯罪の絶滅を求め、或は「刑は無刑を期す」といふも、是れ唯だ到達し得べからざる空想を描くのみに過ぎず。苟くも社會生活ある限りは、犯罪は決して絶滅すべからず、刑罰は遂に廢止すべからず。而して之に對する社會の態度は宜しく如上の理論を根據として解決せられざるべからず。かの一般豫防といひ、特別豫防といふが如きは、單に理論上不完全の點あるのみならず、實際上の指針としても、未だ明確なりと謂ふ可からざる也。

○工場法に規定せる勞働と監獄作業に就て

典 獄 上 田 定 次 郎

勞働者保護問題たる工場法案は今期帝國議會に提出されたる結果多少の修正を加へられ兩院を通過して愈々法律となつて發布されたり。元來工場法は我が國に於ては始めて制定されし法律にて、即ち

資本主と勞働者との間に於ける總ての關係を明かにし解決せる法律也、外國に於ては此問題に付常に種々八個問題を生ぜり、我が國に於ても漸次生存競争の劇甚となるに従ひ工場主と職工との間に種々の問題が生ずべきは必然なるを以て工場法制定されたり。而して此工場法案は前年の議會に政府より提出されたるも、何分重大なる問題にして、政府は更に充分なる審査を遂ぐる必要を認めたる結果として一旦撤回せられたり。仍て議會閉會後に於て、政府は汎く全國の銀行家、商業會議所、其他主要なる實業方面即ち各種の團體に向つて意見を徵せられ、之れに對しては種々なる意見ありしが如きに至れり。而して本法の條項は二十五個條に過ぎざれども、以上の如く實業界に於ける重大なる法律なると同時に、社會問題の上より云ふも亦頗る重要視すべき法律として認めらる。即ち工場法は、勞働者の保護問題たり。外國に於ける實例に徴するに、資本主と勞働者との間には時々忌むべき、厭ふべき現象を呈し爲めに社會問題を惹起す。幸に我が國に於ては、是等忌むべき現象は影も形もなければども、社會發達の成り行きに任せて置くときは、實に憂ふべき結果を招くことは必ずしもなしとは斷言すべからず。故に本法の發布は即ち現下に於ける社會の要求に應じたるものと云ふことを得べく又其精神は、勞働者保護、就中幼者及び婦女の勞働保護なりとも云ふことを得べし。何となれば、此法律に依るときは十二歳未満の者をして工場に於て就業せしめ又は十五歳未満の者及び女子には一日、十二時間を超えて就業せしむること能はず、尙ほ進んでは、是等の幼者及び女子は、午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむる事、又は運轉中の機械若くは動力裝置の危険なる部分の掃除、注油、検査、修繕等を爲さしむる事、殊に幼者に對しては毒藥、劇藥、其他有害料品、又は爆發性發火性若くは引火性の料品を取扱ふ業務及び著しく塵埃、粉末を飛散し又は有害瓦斯を發散する場所に於ける業務、其他危険又は衛生上有害なる業務に就かしむることを禁ぜし扱は悉く皆幼者及び

婦女の健康又は危険豫防に出でたるものにして、最も彼の十二歳未満の幼者に對しては全く彼等の教育と身體の發育及び健康保全の趣旨より出でたるものとす。詰り幼者又は婦女の將來を慮り心身共に健全なる發達を遂げしめ社會團體の調和を期するに外ならず。何となれば彼等勞働者の心中を推測するときは、決して法律を以て制限せらるゝ迄もなく、自ら進んで長時間の勞働を好むものにあらざるも、如何せん目前種々の境遇上より或は生活難に迫はれて遠く慮る暇もなく、餘儀なく子女が十歳前後にも達すれば僅かの賃錢を目的として一家の生計を補助せしめんが爲め、子女の教育又は發育の如何を顧みずして、紡績工場、製糸工場、若しくは印刷工場等に就職せしむるものが下層勞働者の一般の例ならずや。果して然らば寔に同情すべき次第なりと思ふ。而して茲に注意し置くべきことは工場法は常時十五人以上の職工を使用するもの、若しくは事業の性質危険なるもの、又は衛生上有害の虞ある工場に對して適用さるゝものとす、抑や何故に就業時間等が社會問題となるかと云ふに、生活上の困難に任せて無餘儀就職する所の幼者又は婦女子を無制限に酷使するとせば、彼等の將來に不測の不幸を與ふるは勿論、其實例も亦多し。例之ば紡績工場に久しく就業したる婦女子は婚姻後に於ても子女を擧ぐる事が出来ざるもの多しと云ふ説あるが如し。之れに就て思ひ浮ひたるは、或る新聞に「可憐なる女工」と云ふ題で、目下東京養育院に收容されつゝある婦人中、行路病人として此悲境に立ち至れる原因、又は其者が收容される以前の職業等を詳しく取調べありしことなり。余嘗て東京養育院參觀の際には千二百人程收容ありしも近來の收容者が千八百人以上にも達せりと聞く。養育院が斯く盛になり是等可憐の人間が増加することは我國情から云へば社會の不健全なるより來る現象と言はざるべからず。而して此記事に依れば婦人の行路病人の其八分通りは元と女工にして、其内最も多數なるは機織女で其數が六十六人あり。之に亞ぐのが紡績女工の六十四人なり、而して是等の者が何故に此憐むべき境遇に陥りしやと云ふに、其内四十四人は工場主の酷使虐待に堪へず工場を逃げ出し

たる者にして、又其外に工場監督の位置に在る者の脅迫に依り姦淫又は妊娠の結果、放逐せられたる者十人、疾病難治の爲め解雇せられたる者七十六人あり。而して又其女たりし行路病人に何病の者が多きかと云ふに、肺結核其大部分を占め、脚氣病、皮膚病、胃腸病、神経系病等漸次之に欠ぐと云ふに至つては如何に彼等婦女子の悲運薄命たるを知るべし。是等は本より一部の例證に過ぎぬ事實なり、之に依て見ても如何に幼者及び婦女子の勞働者を保護するの必要なるかを一層深く感ぜざるを得ず。

茲に工場法に就て語る所以は、實に工場法と監獄作業との比較を見、更に監獄作業の進歩發達を促さんととの微意に外ならず。然らば自由勞働者を保護する所の工場法と監獄作業とを比較するときは如何と云ふに。監獄作業は刑罰執行の要件で官營作業とは勿論比較すべからずと雖も、其勞働の度合に於て監獄作業は甚だ輕易にして、反て彼れとは是れとは殆んど比較する能はず。尤も其作業の性質と云ひ目的と云ひ全然別問題なれども、監獄作業は刑罰に伴ふ所の強制的勞役なると同時に、作業を科する目的、既に彼等に勞働の習慣を養ひ他日自由勞働者としての素養を作らしむると云ふ側より云ふときは全く無關係と云ふことを得ざるのみならず、此二者の比較研究は頗る興味ある問題と認めざるを得ず。例之は、工場法に於ける幼者、婦女子の就業時間及び作業の種類に於ける制限と、監獄に於ける十八歳未満の者に科すべき作業及び就業時間、休養の制限、進んでは業務上負傷疾病の場合に於ける扶助方法に關する事項等に至る迄仔細に比較研究して見れば到底否定するを得ず。况んや監獄に於ける壯丁なる男受刑者の作業に比するも難易顛倒の奇觀を呈する場合あるに於てをや。先づ就業時間に於て云ふに、工場法は其第三條に於て、工業主は十五歳未満の者及び女子をして一日、十二時間を超えて就業せしむることを得ずとあり、十二時間迄は幼者若しくは婦女子と雖も就業せしむることを得るに。監獄作業は如何と云ふに(監獄法は其最下限を示せるものなれども)、監獄には戒護其他の關係上

の必要よりして全然就業間時等を自由労働者と同一に律することを得ざる事情あるにもせよ、監獄法規定の一日の平均就業時間は一ヶ月を通じて平均九時間と十二分の一に過ぎざるなり、之を幼者又は女子の就業最多時間十二時に對照すれば其労働時間に於て監獄作業が甚だ短少に失することを認むべく。又工場法第四條に、十五歳未満の者及び女子をして午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむることを得ずとあるに依り其反對解釋として午後十時迄は夜業に従事せしむるも敢て差支なきに監獄に於ては普通夜業に従事せしめざるのみならず晝間作業時間に於て既に如上の差あるにあらざるや。

以上の意味を斟酌して我が監獄に於ては昨年九月より還房後居房に於て夜業に従事せしめつゝ、あり、而かも僅に一時三十分に過ぎざる短時間なり。次に休養時間等は如何と云ふに、工場法は其第七條に於て、十五歳未満の者及び女子に對しては毎月少くとも二回、晝夜交替にて夜業に従事せしむる者は四日の休日設くべしとあり、而して又一日の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を設くべきことを規定せり。監獄作業に就ても相當の休養を與ふ。加之ならず是れは看守の休養、休憩と比較することも強ち無用にあらざるべし。看守の休憩時間は頗る短時間なり。工場法に於ては十時間以上就業したる者も僅に一時間の休憩あり、之れ十五歳未満の幼者及び婦女の労働者に對する制限也。斯く云へばとて看守を職工視するにあらず、勤務と休養の程度を違ふるのみ。又工場法に於ては職工が自己の重大なる過失に依らずして業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡したるときは工業主は本人又は其遺族を扶助す、是れ亦労働者保護の精神より病、死者を慰藉する所以にして其當を得たる條項なりと思ふ。而して監獄作業に就ても以上の場合に於ては監獄法第二十八條に在監者就業に因り創傷を受け又は疾病に罹り之が爲め死亡し又は業務を營み難きに至りたるときは手當金を給することを得、既に工場法より三年前に其事が法文に規

定されて實行しつゝあり。此の如く工場法と監獄作業とを比較對照するときは、何れの點に於ても自由労働者に比し却て待遇の厚きことが認め得らるゝなり。最も前にも述べたるが如く、監獄に於ては戒護其他の關係あり、自由労働者と同一に律することは許さずと雖も、責めては其就業時間の短き丈、夫れ丈賦課の作業に全心全力を傾注せしむることが必要にあらざるか。即ち監獄に於ては余が常に言ふが如く、彼等受刑者の就業中は飽く迄一心不乱に勤勉力作を續けしめざるべからず。然るに若しも監獄に於て作業の督勵が緩慢なりせば、自由労働者との權衡を失するのみならず、彼等が他日出獄後社會に立つて工場法の支配の下に於て他の労働者との權衡を失するのみならず、彼等が他日べき乎、此所が最も注意點にして同時に大なる疑問なり。殊に又監獄作業は衛生、經濟及び在監者の刑期、健康、職業、將來の生計等を斟酌して科すべき規定にして、就業上の衛生及び保健方法は充分備はれり。素より懸念あるなし、只々勤勉を續けしめて奮闘的素養を作らしむること吁要也。故に余は在監中に於て是非工場法の支配を受けるに足るべき程度迄は労働に堪へしむる様督勵を怠るべからず。乃ち彼等懲役囚に對しては未だく働らかすべき餘地澤山あるを思ふ。

尙此際一言すべきことは、本年二月中に於ける夜業の成績とす。余は監獄作業は普通労働者に比すれば甚だ不足なることを常に感ずる結果、昨年八月中主務大臣の認可を得て就業時間を延長し、同年九月より一般受刑者に一時三十分間づ、夜業に従事せしむるに、其成績頗る良好なり。即ち無爲徒坐より生ずる交談を防止し、閑居不善の弊を矯め靜肅秩序を保ち得るのみならず。夜業より生ずる國庫の收入が尠少ならず。即ち本年二月中に於ける夜業の成績は工錢額金貳百九拾四圓餘、此延人員四千五百六十五人、一人平均工錢は六錢四厘四五に相當す。而して此延人員は晝間の就業時間に換算せしものにして、即ち夜業は一時間三十分づゝなれば六人の延時間を以て一人と換算するの例なり。僅々たる一時間半の夜業でさへ一ヶ月間に於て其工錢實に貳百九拾四圓餘の多額に上り、之を一年間積算せば

參千五百餘圓の多額となる、此點は儘に大に注目すべき點ならずや。一人一夜一時三十分とし云へば、僅かの時間なるも、多くの人を使役することなれば、其僅かの時間より此多額なる金額を増收す決して輕々に看過すべからず。夫れ然り、晝間に於ける作業の督勵に就ては猶更ら注意を拂ふと否とは其結果に於て大なる關係を有することは勿論なれば充分督勵の實を擧げ、責めては諸工場に比して就業時間の短少なる分丈なりとも、晝間に於て勵ましむるならば監獄の作業力は更に一段の進歩を見ることを得べしと信ず。從來我が監獄の作業は比較的良成績を擧げつゝあるも、工場法に於ける勞働程度と比較するときは前述の如く種々の點に於て見劣りあり。故に我々監獄官吏は極力就業者に監督を加へて在監中勤勉力作の良慣習を養ひ、出獄後自由勞働者と競争し得る丈に訓練を加ふこと司獄官の最も努めざるべからざる所なりと信ず。

講
演

○經費博覽會及幼年裁判所

監獄事務官 眞 木 喬君

私は別に改つて御話をするでもありませぬが、時間があるから何か話をするやうにと云ふことでございますから、直接監獄に關係の事ではございませぬが、私が此間歐米へ参りました時に亞米利加で見ました事に就て、お面白いことではありませぬが申上げて見たいと思ひます。丁度私が紐育に滞在在中でございましたが、面白い趣向であると感じたことがあります。それは日本に直譯致しますれば

は經費博覽會といふのであります。經費博覽會といふのをかしいようでありませんが、其實質は市の經費に關係を有する事業の博覽會といふのであります。紐育市が紐育市の負擔に係る豫算に關係を有した仕事を實際に現したのであります。私は友人の勧めに依り見物に参りました、其博覽會の中には感化院の事もあり慈善事業の事もあり種々の事柄があるので遂に私は二度見に参りました、何しろ出品が澤山ございしますので一々詳しく視察することは出来ませぬが、誠に珍らしい趣向であると考へたのであります。其實質を概言すれば經費に關する仕事を實物に示しまして市民に見せるといふ事でありまして取りも直さず紐育市の總ての行政事務に對する改良を圖る爲め其事實を市民に知らしめ且訴ります。書物でも圖書がありますと其書物に書いてある事柄が早く分りますると同じやうに實物を以て示せば論より證據と申すことゝなり誰れにでも分りがよく合點の參るものです、例へば衛生上でいふて見ますれば、水道は何時拵へて是だけの改良をした併し尙ほ今日斯ういふ不完全な所がある。之を直すには是だけの費用が要るが、若しこれを直さなければ飲用水が悪い爲めに傳染病の蔓延を來す。現に上水道なき時は是だけの赤痢病があつた、是だけの腸窒扶斯があつて何年には何人の死亡者があつた。と申ことを統計表を掲げて説明してある又上水道を造り若くは之を改良した爲に漸々傳染病が減じた斯の如き實例もあることにて衛生上忽かせることが出来ぬ故に尙ほ不充分であるが爲であるからこれも不完全なる處は之を改良するの必要あり早く改良をせなければならぬと云ふことを水道の模型も圖面も病死者の統計をも示して公衆に訴ふるのです、それから市で設定して協會感化院の設備にしても今日は不充分現に居房が足りないのです近時入院者が非常に増加せし故居房が少く是非も少し増築せなくてはならぬ。斯の如き状態であると云つて圖を以て一室に多人敷起臥して苦んで居る状態を示してある、これでは折角感化院が出来て居つても相當の處遇を施すことが出来ぬ。もう少し

此擴張をしなければならぬといふことを事物に示し観る者をして感ぜしむる趣向なのです。これを見るとき成程此状態ではモント廣くしなければなるまい、一室の收容人員が多過ぎるといふことが分る唯口で言ひ数字で現はしたばかりではどんな有様だかチヨット想像の附かぬことがあるそれを圖を以て寝るにも足を出して寝られぬ、互に足を縮めて居るといふ状態を見ますと成程これはと合點が参り捨て置けない事柄である。どうかしななければなるまいといふことを感ぜしむるに至る捷徑な方法でありませう。さういふ風に市のあらゆる仕事を改良した事實、成績今後改良すべき必要を認めて居る事柄又改良する暇には如斯利益或は成績を擧ぐる事が出来ること申事を圖なり品物なり統計なりで明かに示してあります。陳列品中には消防器具の如き大なるものもありますし澤山種々のものがございませう。皆市の豫算に關するものです。それ等を見て私は實に面白い趣向であると考へたのであります。又本年度の豫算費額は各費目毎に前年度分と比較して互關から這入つて行きますと、突き當りに大きく見易きように書いて掲げてあります其本年度豫算總額は壹億六千三百拾參萬二千六百六十九弗（我が三億二千六百二十六圓餘）にして内慈善事業の豫算總額は七百四十壹萬六千八百六十四弗（約我が千四百八十三萬圓餘）地方監獄の感化院等の豫算總額は百二十七萬三千三百五十壹弗（約我が二百五十四萬圓餘）の多額であります又先刻十時サンよりお話がありました「プロベーションシステム」であります。これは御承知の通り犯罪者に刑を言渡さないで其執行を猶豫し外部に於て其者の行爲を監督して再び犯罪せしめざることを期する方法組織を稱するのです其監督視察を掌る役を「プロベーション、オフ弁シャー」と申しまして處々に置かれてあります此「プロベーション、システム」に要する費用も監獄拘禁費も比較して其得失を明にするため揭示してあります即ち「プロベーションシステム」であれば被監督者一人に割當れば其費用がこれ丈で済むのであるにこれを監獄へ收容すると在監者一人に就てどの位費用が掛るといふことを明示するのです。其費額は「プロベーション、システム」でやると一

人に付年額五千二十八弗三十七仙で済むのが監獄へ拘禁すると年額一人に付貳萬千六百弗（一人二十週間拘禁すると見做し）を要す差引壹萬六千五百七十壹弗六十三仙の利益となり即ち「プロベーションシステム」は四分の一の費用で済み利益である又必要であるといふやうな事が数字を以て言は現はされて居る。其他度量衡検査などで發見した不正品の陳列があります即ち升目を盗んだ不正の升量目を盗む用に供したる不正の量衡其他不正の用に供したる器具が飾つてありました、これなども面白い方法と思ひます。或る一面からいふとさう云ふ不正の用具を示せば悪事を教ゆることになるといふ虞れがあるかも知れませぬが、併し公衆が度量衡に悪い事をして利益を得る方法手段を知つて居ると注意しますから、物を買ふ場合にも量目などを誤魔化されないような注意をも喚起することが出来ます併し陳列の主たる目的は度量衡検査の費用は無駄に使ふものではないのである。これ丈の不正品を發見して公正を維持する方法を行つて居る。故に市民はこれ丈の費用を負担しても決して不利益ではないのであるといふことを示すにある様です。總てやり方が甚だ面白く出来て居るといふことを感じたのであります。日本でも、其實物體を明示して事物の改良進歩を圖る手段を執るといふことは大に參考とすべきであると感じたのであります。我々監獄事業にも矢張り其必要があると思ひます。曾て我監獄協會は各監獄の古い時代の刑具の如きものを集めて陳列をするといふやうな事を目論んだ事もありました。もう一層進んでは私は此監獄事業を改良發達せしむる上に必要な材料を集蒐し若くは調製して監獄協會に陳列し公衆に見せて監獄事業に對する注意を喚起し其發達改良を圖る一助と致した。宜しからうと思ひます。今具體的にどうしたら宜からうといふことは考て居りませぬが、これは他日協會事務所の建築落成でも致しました曉にはさういふ方法を採用して貰ひたいのです。唯だ言葉ばかりでは必要を述べたのでは徹底し悪いから實物を以て世人に示し其注意を喚起する手段を執るといふことは大に効果があらうと考へたのであります。

それからもう一つ取揃んで御話申上げて見やうと思ひますのは、先刻十時サンからお話がありました、亞米利加の幼年裁判であります。これは諸君は既に御承知でもありませうが、私は米國で到る處で幼年裁判所へ行つて其實際を見ましたから、其一端を御參考に申上げやうと思ひます。裁判の方法は米國にても州に依つて多少趣きを異にして居ります、合衆國全體が同一といふ譯に參りませぬ、各州毎に法律を拵へて居るので其州に依つて多少變つて居る、其變つて居る點も一樣ではありませぬが第一に目に附くのは裁判を公開をしないの之を公開して公衆に傍聴を許すといふのと又普通の裁判所のように裁判官は法制服を着し被告人を取調ふる公廷の振合と普通の裁判所的にしないでチヨット裁判官の卓の前に紙業欄位があつて、裁判官が平服にて椅子に倚りて話をして居るといふような按排になり居る區別です、其異なる方法は別としまして私の誠に物珍らしく感じましたのは兒童の裁判でありました。幼年裁判所と申す幼年犯罪者のみを裁判する處の様に思はれますが左様ではござりませぬ、幼年者の犯罪を裁判するといふ事ばかりではないのであります、幼年者若くは兒童に關聯した犯罪をも裁判する處ですから幼年者若くは兒童が直接の犯罪者でない、即ち幼年者若くは兒童を虐待せる親の裁判をも致すのです。其裁判をするには極めて簡易を旨とし辯護士も付かず穩やかな言葉で對話して居るのです、私が華盛頓の幼年裁判所に行つて見ました時に、一番長子が五六歳其次子が四歳位、其下が三歳位の三人の兒童を連れて来た婦人が来て居りました。小兒がどういふ犯罪をしたかと思つて居つたのであります。其婦人は小兒其の母親にして判事が其母親との對話を聞きまますとそれは兒童を裁判するのではない、其兒童を虐待するといふ爲に其母親を取調ふるのです。その外にも婦人連中が澤山居りました。どういふ事をしたのであらうかとトント合點が行かなかつたが、取調べを聞いて見ると母親が小兒を虐待する其事實を見聞せる近所合壁の婦人連が證人として出廷して居ることが分りました。又取調の事件は小兒其が父親の死後母親が三人の子供を養つて居る、ところが其母親が子供を虐

待する現に其一人の子供には顔に傷が付いて居る、これを近所合壁の人が……近所といふと遠いやうであります。彼國では御承知の通り隣りの室には外の家族が居る、其隣室なり又其階下の室に住んで居る者が見て居るから、其人々がどうも親が親たる義務を盡さないものである、子供を虐待するのである。親が相當の教育をしないものであるから相當の御處置があつて然るべきであると告訴をした譯けである。それで呼出して調べて見た所が母親は左様の事はないといふけれども證人が澤山ある。さうして丁度被告人の家には獨身の男で或工場へ通勤して居るものを下宿させて居つて、被告人は其者と關係をして居つて子供が面倒になつて來たかの疑があるのです。其所で其男も呼出して取調べ又證人の證言も一々聞取り若くは質問をも爲したる末判事は虐待の實あるものと認め其子供は官へ引取つて官の方で世話をする、併し其費用の幾分を負担せよといふやうな言渡をしたのです、元來費用負荷の程度は當事者の貧富の程度によつて異なるのですから高く出させられる者と僅少の金を出させられるものがあるのです。若し又どうしても出せない者には全部負擔を免除してやることになつて居るようです。恰かも或意味に於ける罰金なのです、語は前後しますが下宿して居つた男には今日から下宿屋より退去を命ずると云つて被告人の家を轉移すべき旨を命じたのであります。又證人に出て來た婦人などは決して斟酌なく被告人たる母親に對して氣の毒だとかなんとかいふやうな考はないようで見たり聞いたりしたあらゆる事柄を隠すことなく打ち明けて仕舞ふのであります。これには私はちよつと奇異の感に有つたのであります。日本の人ならば常に被告人と顔を合せ物を言つて居るのであるから其人の悪い事は氣の毒で云へない、又悪く思はれるからとて假令へ判事より聞かれても良い加減に云ふて置くといふのが有勝であるのですがそれを彼國では進んで言ふのです。母親たる者は餘計の事を言ふて呉れるといふ風に怒りて睨み付けて居るやうな有様であるにも拘はらずそれでも腹藏なく證人たる婦人連は事實を話して居る。裁判官もそれで始めて眞實に判斷する材料を得るのであります。此觀

念が私は日本人と餘程變つて居ると思ふのです、元來子供は親が教養する外他に信頼すべきものなく誠に可憐なものであつて、親が教養しなければ社會がこれを救はなければならぬ、社會が救ふには即ち子供の不幸なることを見聞した者が、子供の爲めを圖り人道に又慈善上相當の方法手段を講ずるは寧ろ人間の自分を盡すのであると、斯う云ふ觀念が彼國人にあるのであらうと思ふ。それで裁判官の方でも能く判断が出来て幼年裁判所の目的も立つて參るのであらうと思ひます。これが日本であつたならば、縱令幼年裁判なる特別裁判の途が開けても子供には可哀相だが近所隣りでさういふ事をいふのは氣の毒だといふことになつて兒童虐待防止の目的を達することが出来ぬ憾を見るであらうと思ふ。日本では折角良き方法が行はるゝことになつてもよい加減に看過してしまふ、偶々兒童を虐待する者を見聞しても、警察署へ向け人しれず注意をする位なものでそれすら多くは打ちやつて置きます、あちらでは能く勵行されて居りますので幼年裁判所の實効も擧るることになる。それが爲に犯罪の豫防手段にもなるのであります、日本などでも幼年裁判法も追々行はれる必要に迫らるゝのであります、又兒童が繼父母の虐待に遭ひ又實親でも其兒童の教養を爲さざる結果は犯罪を構成するやうな事實を醸すことにもなりません、兒童の救護を爲すといふ事は慈善にもなり人道の自分を盡す事になる、又一面には犯罪豫防にもなつて一舉兩得のみならず一舉三得にも四得にもなる事柄と思つて非常に必要なことのやうに感じたのであります。紐育市でも幼年裁判を見聞しましたが、紐育市のは少しやり方が違つて居つて、判事は法服を着て調べて居りました、これも餘り厳めしくありませんが、併ながら華盛頓やポストンとは違つて法服を着るだけ厳めしい。此所にも前申上るやうな事件がございましたが、亞米利加といふ國は餘程兒童の爲に注意を拂つて居ります、これは寧ろ歐羅巴よりは亞米利加の方が進んで居るやうに聞きもし私もさう思ひました。又兒童虐待防止會といふものもあります。これは日本などでは事情が違つて居る結果なので、日本は家族制で兒童を虐待するといふ事實は比較的少いかも知れ

ぬ、紐育市では必要から起つた事ではありませうが、今を去る二十七年前即ち千八百八十七年に兒童虐待防止會なる私立の會が設立せられたといふ事でありまして今日尙繼續して居ります、又議會の千九百九年の豫算は實に十一萬弗餘我が二十二萬圓の多きに上りてをります。ポストンでも幼年裁判所では傍聴を禁じて居つて「プロベーション・オン・ヒ・サー」と刑事係の者より外には法廷へ入れませぬ、尤法廷が狭くて多くは這入れませぬ、私共日本人六人一緒に居つたが、一度に這入ることが出来ずして三人づゝ分れて二組になり法廷に一組づゝ這入りて裁判を傍聴したやうなことであつて、それも普通では許さない事になつて居るが私共には特別に許して呉れたのです、幼年裁判の傍聴禁止と云ふことは議論があることで、現に今度萬國監獄會議にも一問題となり幼年者の裁判は公開しない方が宜しい、公開するると兒童が傍聴人の居るのを見てそれに就て幾らか耻ぢ又恐れを抱くとかして、實を吐く事を憚かる場合があるから傍聴を禁止したいといふ建議がありました、裁判を公開することは亞米利加の憲法の主旨であるから利害得失に拘はらず傍聴禁止は出来ないといふ意見もあり、現に華盛頓の幼年裁判所の判事などは此説を主張して居つたので萬國會議では矢張り公開説に決まりましたが、亞米利加でも公開しない方が兒童の爲に宜いといふ説を持ち居る向もあります、又傍聴禁止を非とする人は裁判官が專横の處置をするから宜しくないといふ論であります、兎に角幼年裁判制度はナカ／＼面白く出来て居つて日本にても必要の方法じやと感じました、つまらない事ではありますがチヨット私の感じた一二點を申上げて御耳を汚しました。

○監獄の懲罰制度に就て

甲府監獄 櫻井 革 聲

第一章 總説

夫れ懲罰の本旨は獄内の紀律を維持するに在り、紀律を維持するは寛嚴疎密の矩度を失はざるに在り。蓋し獄を治むる斯くの如くんば、囚情は温乎として何等怨嗟の聲を漏らさず、獄則監規の畏服すべきものたるを知て毫も峻酷を愼るが如き情態を生ずるなからん。斯の如くにして始めて監獄に於ける懲罰制度なるものの正しく行はれ。遺憾なく威力を發揮するに至らん、故に懲罰は行刑上至大の關係を有するは勿論、處遇上の要訣として司獄官の常に周到なる用意を望む所とす。

されば渠等の殆んど全部は紀律節制の重んずべきを知らず、正理公道の履むべきを辨せず、其の生けるや蠢爾として只眠食あるのみ其の死するや寂然として唯草木と共に朽つるのみ。蓋し又賈々たる天下の窮民ならずや、吾人は渠等の多數に就て之れを檢せり人の子と爲ては海岳雷ならざる父母の洪恩を忘却して顧みざる者あるを、或ひは人の臣僕と爲て多年私曲を是れ事とし竟に主家の恩遇を無視せる者あるを、或ひは人の妻妾と爲て貞淑の節に乏しく花に戯れ月に笑て驕奢淫靡の夢に終生を誤まりし者あるを。數へ來れば孰れか是れ、臭骸羶骨の凝塊にあらざる、今や是れ等の罪囚を驅て矩度に合し紀律に適せしめんと欲するや元より一朝夕の談に非ざるべし、然れども一片の氷心微妙の靈能は能く惡爲を辨じ、能く善行を自覺す、夫れ此良智良能の發動する所を利誘導引して感化矯正の根本義を講ずるときは、庶幾くば治獄の方策に於て一着を贏ち得たるものと稱するに足らんか。而して其の良智良能の流露發動を檢するや懲罰の執行中正を得て渠等の肺腑を衝動するに在りとす、凡そ渠等の行動たる其の稔惡邪智なる者は勿論、多くは鋒銳・收めて巧みに順良を裝ひ容易に其の賦性の一端を

も他に感得せらるるか如き迂濶なる者に非ざるなり。故に漫然として之れに臨めば頗る謹慎なり又勉勵なり。然れども細かに其の一事一業を遂行せる事蹟を省察するときは、昨の爲せし所と今の執りし跡とは其の差なきが如くにして既に詳略疎密の劃然分別し易き點あるが如き、要するに其の之れを發見せし際の如きは決して逸すべからざる最も乗すべき責罰の機會なりとす、即ち終始如此にして其の良智を急驅し良能を鞭逐して苟くも弛することなくんば、渠等は其の罰則の嚴正にして監察の犀照なるに傾倒畏服せざらんや。是れ之れを加罰致懲の眞髓を得たる者と稱すべく、所謂人情の機微を探て心理の秘鍵を握るに非ざれば容易に到達し能はざる境域にして、司獄官たる者の孜々として之れが闡明に努むべきは勿論なりとす。以下章を逐て罪囚懲罰の價值如何を論述する所あらんとす。

第二章 自懲他戒を論ず

一人を罰して千百人を矯飭すとは古來法曹者流の常套語たりと雖も、惜しい哉時代は漸く此語の深意義を没却し來れるを。否な之れを高閣に束ねて來學の参照に資するに過ぎざるの概ありしを。蓋し濫刑濫罰は自懲の目的を達する能はざるは勿論、世の憤怨を速き疑惑を買ひ其の極や人心の動搖を來たす、豈亦他戒の意を存せんや、然れども新刑法施行の結果は同一犯罪と雖も人に依て科刑の輕重を異にす是れ其の論罪讞獄の公明正大を期する所以にして、審理上些の偏私なく亦些の遺漏を來たさざる所とす、此時に當てや犯人は只法官の審理果して正當なるや如何を研駁して斷罪當を得れば進んで其の刑に服す、刑に服して惡爲の贖償を致す元是れ當然なるのみ、而して自懲の觀念を充分に發揚す何れぞ他戒の効果を來たさざらんや。

願ふに罪囚に對する懲罰の結果も亦前段の所述と同一軌軸に由らざるなけん、法理に通せる國民には威嚇も壓迫も其の道を得ざれば一場の喜劇に過ぎざるのみ、豈又懲戒の効を奏するを得んや。身は自由を失せるの一罪囚のみ犯則ありとして叱責せられ食を減せられ又輕重の屏禁に處せらる、此時に

際し犯則の事實なきを辯じ真相の所在を陳するも或は之に耳を假すの暇あらざるが如く其の疑はしきものあるも行刑上の威嚴を保持する爲に執行を敢てせらるゝ場合あらん此に知る懲罰は渠等をして其の執行に心服せしむるに非ずして、實に壓服せしむる者なるを、故に被罰者の多くは其の處置に嫌焉たらずして或は怒り或ひは嘲り或ひは怨み或ひは笑ふ。是れ豈自懲の目的ならんや而して其處罰の正當ならざるを聞かざる他囚も、亦同一眼を以て心裏竊かに怒罵嘲笑を盡く、是れ豈他戒の實を擧ぐる所以ならんや、吾人は覆説す刑は人をして畏怖戰慄せしむるものに非ずして、中心より非行を悔ひ以て典型に就かしむるの謂にして、罰は人を威壓嚇するものに非ずして慚服して眞心より左行を謝せしむるに在りと、蓋し文明の民は威嚇を畏るゝ者に非ず、又深刻を憚る者にも非ず自から非爲と左行の輕重を量度し、懲慙の身に及ぶ程度の如何は必然の結果として期待する者なれば、刑罰の身に切なるを知て始めて之れが制裁に愕然たる者に非ざるなり、是れ吾人か自懲他戒説の既に採るに足らざるを極言する所以なり、然らば則ち極罰の方法たる如何にせば之れを人に施し推して世に及ぼすを得るや他なし至誠の二字あるのみ。

至誠の人を感孚する嚴刑峻法に勝ざるや萬々、故に秋官の法を論じて之れを犯人に擬するや、只條章の末に拘泥して一片至誠の注く所なくんば、豈亦法の重んずべきを知らしむるに足らんや、獄吏の罪囚に對して其の犯則を責め悖戾を糾すや單に紀律を嗷唱して寸毫も至誠の透徹する所なくんば、徒らに濫罰の弊を馴致して管に其の效果を見ざるのみならず、其の極や獄法を畏れざるは勿論延いて獄吏を輕侮せざる者は幾んど希れなり、夫れ如此にして得々として自懲を辯じ他戒を諷るは吾人の絶對に同意する能はざる所たり、彼の青砥藤綱を見ずや將た大岡忠相、板倉勝重等を知らずや、彼等の斷獄手段たる一に至誠剛直なりしのみ而かも犯人は眞心歸服し自己の往非を悔恨して措かざると同時に、天下は靡然として其の斷訟の威力に懾服せり、是れ蓋し各時代に於ける刑政史中殆んど其の全幅を飾れる所以なりとす、今日の職に刑獄の班に在る者は徒らに法文條句の末に奔ることなく、三たび思ひを此に致すの要あるを知るべし。

第三章 現行懲罰制度の得失を論ず

監獄法第六十條は懲罰事項を規定すること一號乃至十二號とし、一項目と雖も敢て苟くも筆を下たさず其の嚴霜烈日の意を藏するや、渠等獄囚をして如何に恐怖せしむるの深きかを想見すべし、然れども吾人を以て見るときは叱責の如き重屏禁の如き前者は或る限られたる人々に適用して效果あるべきも、一般に對しては殆んど科罰の場合なきが如きの觀あるに非ずや。

吾人の嘗て某分監に在るや懲罰事項日夜續出して幾んど煩累に勝へざるものありし、而して渠等は皆十八歳未滿受刑者たると多くは外誘的犯罪の結果たるとに原諒する所あるを以て、概して叱責に止めたりしも其の感應や頗る薄く、甚しきは即日他罰に問はるる者少なからざるを目撃せり、爾後此地に在りて懲罰執行の程度如何を觀察せるに彼と此とは科罰の種目輕重に於て多少取捨増減あるは勿論なりと雖も、多くは減食停賞又は作業賞與金計算高の減削及び輕重屏禁等にして、叱責の如きも亦頗る多數なり、殊に重屏禁の如きも或る兇暴なる者か、又は危險の犯行ある者に科するは勿論なりと雖も凡そ人類を苦しむる如此の極にまで及ばざるも之れが矯正戒飾の道に於て、他の懲罰種目中決して之れを施し難きに非ざるべし。

嘗て普國監獄則を讀むに其の第六十九條に懲罰事項を規定して一號乃至十號とす、而して其内容は幾んど我邦現行制度と大差なきなり。外國の例擧げて善美なるに非ず、要は國狀民度を斟酌して適法の處置を執るべきのみ、願ふに輕易に失して效果の擧らざるものと、苛重に偏して人身の健康、心性の系絡に支障を起すが如きものは、或は之れを法章中より削除するの必要を見ざるか。

我監獄法第六十二條は又前々條の嚴正なるを較や寛解して曰く、懲罰に處せられたる者疾病其他特

別の事由あるときは其懲罰の執行を停止することを得。又曰く懲罰に處せられたる者改悛の状著しきときは其の懲罰を免ずることを得と、本條第一項には懲罰の停止第二項には懲罰の免除に關する事項を規定せり、元來懲罰は嚴正に且つ有効に之を執行し痛苦を感せしむべきものなるを以て、期間を間斷せしむべきものにあらざると雖も、事情止むを得ざる場合は停止又は免除すべき必要あるものとす、即ち受罰者が病氣に罹りたる場合は固より論なし、其他特別の事由あるときとは例へば受罰者が裁判所の召喚を受けたるとき、或ひは護送等の事由を生じたるるとき、其他受罰者が執行着手前若くは着手後に於て最も謹慎悔悟の状を表するか、或は個人の關係上特に執行を停止し行狀を視察すべき必要を生じたる場合には執行を停止し或は猶豫することを得べきものとす、然れども吾人は更らに疑ひなき能はず懲罰執行中の者にして、真心改悟の情あるものは其後の執行を免除すとせば、懲罰に日數月期の繼續するものは謹慎の情ありと認められたる際に於て殘罰を免除するの恩典に浴すべく、即時に終了するものは其恩恵を被る能はざるなり、假令犯則訊問の場合に於て瞬間既に非を悔ひ過ちを改めたるものと雖も神明に非ざる以上は豈之れを瞭察照鑑して其情偽を剖析するを得んや。可憐なる罪囚は茲に罰科を宣告せられて惘々然獄則の重きに戰慄するの外なきのみ、例せば賞遇の廢止賞與金の減削又は叱責の如き即ち是れなり、凡そ是れ等の懲罰たる執行と同時に終了す何爲れぞ其の間に些の餘裕だも存せんや、而して賞表一個を得るは鐵窓起臥の間幾多の辛酸に堪へたるの結果ぞや、況んや二個三個をや、作業賞與金拾圓を算するや歲月決して短きに非ず、然かも一朝にして之れを半減せられ又は全沒せらる、其の苦痛や決して兩三日の減食若しくは一月間の文書圖書閱讀禁止の比に非ざるなり而して一方は期間あるが爲め、或ひは免除の恩典に浴し、一方は即時に終了するが故に多年の苦辛經營も一朝水泡に歸す。懲罰制度も此に至て頗る其の權衡宜しきを得ず、輕重甚だ相懸絶するなきやを疑はしむるものあり、姑らく書して大方の示教を仰がんと欲す、吾人豈現行制度を論難すと云はんや要

するに其の解を得ざればなり。

第四章 結 論

獄則違犯の要素を分て吾人は故意と過失の二條項に大別し聊か卑見の一端を叙述すべし、抑も故意とは犯則事實の認識を謂ふ、犯則事實とは犯則の構成條件なり、懲罰の裁定條件たる事實は懲罰を裁定するが爲め必要なる條件なり、故に懲罰の裁定條件たる事實も亦故意を組成するが爲めに認識することを要する犯則事實なり。然れども故意を成立せしむるに單に犯則事實の認識のみを以て足れりとするは主として觀念を重んずる所の言説なりとす、犯則事實を認識するの外尙は犯則の結果を發生せしめんとする希望の存することを必要とするは、蓋し意慾を主とする所の觀念にして兩者共に研究を必要とするは勿論なるべし

過失とは不注意なり如何なる場合に不注意ありやの問題に關し、之れを三段に大別して論究するの便なるを信ず、第一は客觀說にして通常人の爲す注意を缺く場合に不注意ありとし第二は主觀說にして本人が通常爲す所の注意を缺く場合に不注意ありとし、第三は折衷說にして通常人より高き注意力を有する者に就ては通常人の爲す注意を缺きたる場合に不注意ありとし、通常人より低き注意力を有する者に就ては、其本人が通常爲す所の注意を缺く場合に不注意ありとす、折衷說最も通説たるに近し過失が犯則となるは例外にして其の多くは故意あるを要するものとす。

前來説述する所の外錯誤、未遂、不能等種々の場合ありと雖も、要は其の犯行の因由と性質とを查察して寛嚴の度輕重の差を量定するは實地に際當する執行官の秘訣たるべし、卓上決して辯じ易からずとす、且つ夫れ監獄の最重要視する所は紀律に在るは勿論にして、紀律なくんば監獄は唯一個の樓閣のみ、故に紀律を以て眞髓とする所の監獄は紀律に依り嚴正に確實に刑罰を執行すべきは當然の事なりとす、是を以て故意と過失とに論なく、苟くも監獄の紀律を紊だし刑罰の効力を薄弱ならしめん

とするが如き者に對しては、犯則行爲が積極的に出づると將た消極的に出づるとを問はず、假借なく之れを處罰し以て紀律に屈從せしむる所なくんば、遂に監獄の精神は殆んど死地に陥り刑罰の目的を達すること能はざるに至るべし、然り懲罰の要は紀律に服從せしむるにあり然れども紀律違犯の行爲は千種萬態にして犯行者も亦人に依り其の情狀を異にするを以て、懲罰を科するに當り固より一律に之を論ずべきにあらず、宜しく紀律違犯の輕重を量り個人の性質行狀等を斟酌し適宜なる處罰を加ふるにあらざれば、之れが効果をを得ること難しとす、故に懲罰の効力をして確實ならしめんに極めて鋭敏なる判斷力を以て裁量する所なかるべからず、若し夫れ累犯不逞の徒に至りては表に謹慎を裝ひ以て他因を煽動し、或は教唆誘發し種々なる犯則行爲を敢行せしむるものあり、斯くの如き輩は宜しく之れに強壓を加へ嚴罰すべきに、時に或は香舟の魚を逸して僅かに細鱗を網するの遺憾なしとせず懲罰にして寬嚴其當を得ざるときは自暴自棄怨恨憤激自出し、嚴正なる行刑の目的は殆んど之れが爲めに攪亂せられ復た秩序を維持すること能はざるに至るべし豈戒慎せざるべけんや。

之れを要するに豎非罰違の事たる、共に在監者の人格及び些末の行狀行爲に至るまで能く個人的關係を精察し、刮目活用其の源を探り以て懲罰濫科の弊に陥るなきを期するは勿論、故意過失の因由を精査し治獄最終の目的たる善化良誘の資に供すると同時に紀律の徹底に留意する所なかるべからず

○逃走に關する諸種の事情

中村 雲山

白雪飛罷んで湯春適に至れば旭は光輝々たり瑞雲は靄々たり澹々たる春風のうち佳氣己に滿れば深山の雪も解くべく人は將に花に舞ひ酒に酔うは人情の當自然の然らしむるところなり突如當直の夜警

笛一聲又一聲蹶起非常召集忽ち西に東に提燈は暗夜を縫ひ行くなり當直の諸兄が常に心頭を去らざるはこの破獄なり逃走なり自分の如き新拜命の看守が云々することろでないが西哲は曰く美なるは過去の追懷なりと又古人は曰く實地は真理を生むと自分は監獄協會雜誌に出て居る各監獄の逃走を統計的に上げて見た勿論雜誌が根本で其の雜誌も近來に至り逃走事故を掲げたるのであるから又雜誌に出てをらぬ逃走もある故必ず眞を置く譯には行くまいが兎に角明治四十一年の二月の雜誌から調べて見て左の意見を述ぶるのである諸兄幸に一讀を乞ふ。

一 刑期 逃走する者は多く一年以上十五年以下で中にも五六年の者が多數である之は逃走囚に窃盜が多いからで罪名に對する刑期の然らしむることと思ふ、刑期の三分の一服役せぬ中が多い之は放免近くなつて逃走する馬鹿もなく又監獄の様子を知つてから企つる結果と思ふ

一 刑名 懲役囚が九分以上である輕懲役や重懲役などはない即舊刑法時代の囚徒は已に刑期の半途以上に達してをるし右の様な刑名は自今絶無となるのである

一 罪質 窃盜が多い中には強盜傷人とか詐欺などもあるが詐欺などは多く一家を形成してをる故無謀の舉に出でない又放火殺人などは罪質が感情的故已に改心してをるし又假出獄の恩典とか賞遇を受くるとか他因に比較して前途に光明を有する故目的を捨て、無謀の策を講ぜぬが窃盜囚は遊我的人種に多いから突飛な舉を敢てするのと思ふ

一 犯数は初犯には全く無いと言つてもよい位で累犯者に多き事である三犯以上九犯以内が多數である之は初犯は監獄に慣れぬのと逃走でもやらうなど云ふ度量がなく刑の苦痛を最も感ずると同時に又最も刑を恐れ刑期も短し又出獄後の事に付ても社界の信用が未だ全く地に落ちず生業につき良民と化する點に於て累犯者に比較して多い結果と思ふ

一 年齢は二十歳から三十五歳を止とし即活動時期に逃走が多い自由を束縛されてをるのを老年の平

居主義と比べて深く苦痛を覺え血氣にはやり無謀の策に出づる結果と思ふ而して最も注意すべきは十八歳より二十歳の未成年受刑者である近來各幼年監の逃走事故多いのは戒護者の不注意もあらう又監獄構造が粗末なるのと處遇に手落のあるのに原因するが多く人類二十歳前後は最も元氣満々たるの時期で所謂肉躍り血湧くの時で遊意勃々禁する不能身輕の幼年囚は眠れる看守の夢を打破する事最も多いのである今日一般が何だ幼年かと一言にして輕視する結果は近來の如き不結果を生じたこと考ふるのである

一 時候は春夏秋冬御構ひなしであるが花笑ひ鳥歌ひ麥の成育せし時期と天高く馬肥ゆるの秋に多い之は春は自然的に人情が浮立ち秋は家郷を思ふ情の切なる爲めで要するに時候變遷期に多い

一 時間は動作時間が大部分である起床時入房時食事中などで逃走する奴は常に看守の隙と戒護力の最も薄弱なる時に仕事をするのである今日迄の経験によると先づ午後に多いのである罷役前後に飛出し社界に出る時は夕暮となつて高飛びするに都合の結果ならむ

一 天候は雨天、暗夜、暴風雨、霧深き時などで雨天には兎角監督者の巡視も少いし看守も氣を緩めると仕事されても雨聲の爲めに能く注意すると出來ず逃走後の踪跡を暗ますに適當なるに依るものなら即白中の逃走は其通りで破獄は暴風雨の時に多い

一 場所は監房、罰室、工場、會堂、外役中、法廷、留置場、押送途上などで先づ監房より飛出すのが多數である監房も獨房が危険であつて雜居監は密告さるゝ恐れある故中々企てないそこでかの重屏禁室であるが之が逃走するに最も都合の場所である看守の視察がとどかぬのと日中破獄しても騒々しさに音が聞えず夕方になつて飛出した例は非常に多いのである之の點に於て何とか識者の一考を要すること愚察するのである工場なども夕方の點檢迄は一人位飛出されても密告でもされぬ時は氣が付かず食堂も亦同様である外役が先づ今日迄には最も多いが之は監房を破る手数を要せぬの

と監督者の巡視が少いのと單に連鎖でも取れば直に山林中に飛込み易いのと追跡するに時間を要するの結果と思ふ法廷から飛出す奴は感情に激し易い者で懲役十年などと言渡されるとヒステリーの前後を考ふる暇なく脱走するし又押送途上では幾多の好機會に接し社界の風光に接し心的狀態に急激なる變化を及ぼし又権戶監獄などに移送さるゝ日には前途中々悲觀せざるを得ない結果ならむ一器具最も多いのが釘で之は包藏し易く種々の用に供するに便利であるし又釘は最も求め得るに易々たるの結果ならむ次は鑊、竹鍵、食器、硝子の破片などである煉瓦塀は多く丸太、梯子、又は水分を吸收する性質を有する故獄衣を水に入れ三尺などで結び付け塀に投げ付けて乗り越ゆる方法もある要するに監獄の構造により破獄用の器具の差を見るのである

一 方法閉房後立會なくして開房してやられた事あり、白中看守を毆打して帶劍を奪ひたるもの、上廁を願て看守の隙に乗ずるもの、放免囚と在監中に相談して書類などに破獄用の差入を頼む奴、看守を金錢の爲に欺いて看守の助力によりやる奴、又視線外に放つて飛出され戒護力の不足の爲め運動に出してやられ、獄衣を墨に入れて變色する奴、捕繩を解くもの、聯鎖を脱するもの、手錠のまゝ脱走するもの、單獨に出づるもの、多數共犯の者もあるのである

一 男女先づ女の性質とし又彼等の境遇と言ひ體力と言ひ總て逃走には不向である故女の逃走は極々少いのである逃走は男性に限る様に思はる

一 準備的と偶發的成年の逃走は準備的である故之を發覺するには易々たるも未成年の逃走は全く偶發的である例へば郷里よりの來信に接し忽ち逃走を思ひ立ち又は昔話を聞いて自分もやつて見ようなど、中々危険である未成年戒護者の常に寸刻も油斷の出來ぬ理である

一 自動と他動自己の意志に基き企つる者と他人の煽動により企つるの二種ある様に思ふ又肉體的方面より起るもの精神的方面より生ずるの二種に分たるのであるが一監獄に逃走囚一名を出すと忽ち之

が流行的逃走者を續々生ずる事あるが之等は他動が遠因で近因は自動なのである郷里より來信、接見、内縁の妻を有する奴などは特に注意を施すべきものならむ

一 注意と豫想外舉動不審又は逃走の念有るものと認めたるもの、他囚と折合悪しき爲とか其他の事由により監獄が已に注意人物として取扱ひし人物が逃走する例は多々あるのである之は監獄は已に逃走でもやるだらうと注意を怠らぬのは可なるも一面之を注意されたる人物を本位に解釋する時は彼は他囚より一人獨房に拘禁せられ他囚が密告の慮なく戒護者全部が彼に對し所謂眼を付た結果一舉手一投足の自由を束縛せられ厳正に執行せらるゝを以て其の苦痛に堪へず茲に逃走して其の苦痛を去らむと企つる結果ならむ彼は數日否數月を費して一面に於ては看守の隙を窺ひ一面に於て表面謹慎を裝ひ晝夜逃走の方法と時期を考へ窺ひつゝあるなり又逃走囚ありて監獄は彼の間が何うして逃走したかと其の原因を知るに苦む豫想外人物の逃走あり之は全く不注意の結果が逃走なざしめたるのであつて刑期の過半を過ぎ賞表の二個でも有し反則もせぬ者と見ると全く戒護者は安心して之を視線外に放ち獨歩を許し、外役に出し少しも彼を念頭に置かざるの結果彼は他囚に比べて逃走の機會と器具、方法、總て彼に取つては好都合の結果、經濟的に逃走するのと思ふ

一 逃走の特點前述の如く内縁の妻を有する者は逃走の後潜伏に便なる爲ならむ第一は無籍者に多し之は父母なく兄弟なく親族なく恰も無人島生活を營める人物は改心するも唯も悦ぶ者なく惡事を働くも自分丈で其苦痛を受くる結果社界を悲觀し遂には一寸たりとも愉快を貪らむと逃走する者第三原籍不詳者之は頗る注意を拂ふべき注意すべき人物で事實不詳なるか前科を包藏せむためか名譽を重んじてか種々の原因あつて事實を申立てず監獄は不詳なりとして取扱中に飛出さるゝ例頗る多し第四は除罪發覺の爲めに悲觀して企つるもの等なり

一 作業は逃走に大なる原因と關係を有せぬも彼等が性質刑期などを考ずに指定する時は逃走の不名譽

を受くる事あらむ

一 監獄の位置之は大關係を有するもので山林に近きは逃走の念生じ易く又逃走後潜伏に利益あり又監獄の近傍に料理店の如きある時は囚徒靜夜醉客の歌舞管絃の音に所謂鑄掛松的心的狀態に革新を生じ逃走の原因たる事多きを知らば識者は先づ監獄の位置と地勢に意を注ぐべきものと思ふ

一 自白逃走囚の曰く「氣の毒乍ら氣の能い看守さんの時にやり交した」と然らば職務執行の寬に失する結果は往々此の不幸を見るなれば吾人は特に寸刻たりとも寸句たりとも彼等に氣を許し甘き一言を發すべきに非らざるを知れり

之を要するに吾人司獄官は「思ひ内にあれば色外に現はる」の時代に於て機敏に之を知り而して豫防し策を施すべきは必然なり眼は常に囚徒が頭上に輝き例へ如何なる微音なりとも忽にせざるは逃走を企てしめず又企つるも已遂に至らざらしむる秘訣ならむ配置部長か同一箇所在意氣相投合する看守二名を置くが如きは最も注意すべき事にて教習生が眞面目に職務を執行して時々逃走を發覺したるを思へば常に眞面目なると不注意は拳銃も帶劍も捕繩も呼子笛も何の用をなさず寧ろ無用の長物たる場合多きを知らば寸刻たりとも注意を怠るべきに非ざるを知れり

次に在監者が使用する符調であるが自分は拜命以來日尙は淺く事實その符調を使用するか否か又各監獄在監者は符調を用ゆるので看守が之の符調を知つては符調の効力を失するもので時々改良するものと思ふ又自分一人の研究の結果約三月を閲して甲府監獄在監人の目下使用しつゝある符調である故讀者は必ず信を置くべきに非ず只余が欲する點は戒護者が在監の使用する符調を知らずに戒護する様では十全なる戒護とは言はれぬ考で研究し約百に近き符調を研究したのである

〇在監人の接見に就て

大阪監獄 宮 森 豹

余輩固より學淺く識狭く加ふるに就職已來日未だ久しからず直接間接戒護上の經驗乏しく思慮觀察自ら皮想に止まるは深く遺憾とする所なるもの、聊か監人の接見に就て感ずる所を述べ謹んで大方の叱正を乞はんとす。

抑も接見と書信とは當事者の感覺即ち認識と念頭に在る心念所謂觀念との融和及び齟齬の深淺強弱に由りて其効果を齊しくせざるは勿論なりと雖ども吾人は感化至上大の關係あるを信じて疑はざる也夫れ苟も世に離隔杜絶せる一隅に親族故舊の來りて其の親しき温容に接し將た其家庭に於ける情況を聞かば其の感想果して如何ぞや恰も死灰の再燃するが如く一旦絶望せる心裡に新しき希望と抱負を惹起せしむるの好機會を與ふるものに非らずや又枯木の更に發芽して茲に心の花の爛漫たるべき氣運の到らん事を視るなしとせず蓋し司獄官吏の専心講究を要する案件たらんずんばあらず。

然り而して接見至上至重の監察を要する所は多し先づ司獄官吏は豫じめ在監人殊に受刑者の過去現在に於ける徑路行狀を詳悉し且つ將來の生活方針接見を求むる親族故舊の關係并に愛情接見交談の中樞たるべき要領以外に如何なる情念を惹起したるや其相會見する一瞬間に於て立會者は速かに其全班を看破するの眼識なかるべからず而して其の交互の對話出願事項以外に涉る場合と雖ども話次多少の聯絡あるときは立會者は臨機之れを默許するの感化上利益なりや否やを考慮し又對話は可及的速かに其言辭を盡さしめて而して尙相互に餘蘊なき會見を得せしむるの裁量を下すを必要とす然れども世の變遷進歩に従ひ比較的教育なき罪囚中にも藝術科學進み複雑なる思想特別なる知識を有するもの少からず近來犯罪に於て窃盜犯よりは文書偽造詐偽取財橫領罪等高尚なる罪名にて入監するもの比年増加す

るのみならず各種の犯罪多く巧妙機微の行動に伴ふて神出鬼没の間に行はるゝ如き又以て惡漢無賴の徒の奸智極りなきを知るべし而して斯かる陰險奸譎なる彼等の爲めに會見せんとするもの、身分を調査するに甚しきは唯一夜交情の婦女の如きも内妻と稱し而かも刑の確定せざる以前に於て調査嚴密ならざるを奇貨とし拘留中に於ては勿論受刑者となりても引續き内妻として接見を求めんとするものあり彼れ等の内妻となるべきものなれば毫も廉恥なく就中一生を同うする意味の夫婦にあらざして只だ領置金品の下附を乞はんとするに實に過ぎず斯る陋劣奸惡なる徒に對して一度たりとも接見を許す可からざらざる也。

夫れ唯だ然り故に慎重吟味を要す於之乎法規は接見を二ヶ月に一回に制限せるも事の是非を問はずして許可すべきものにあらざるは勿論なり然らば宜しく之れを許可せんには尤も在監人の性行に重きを置き尙ほ詳かに各種の事由を參酌すべく單に事柄にのみ依りて許可をなすは由來取扱の輕率にして接見の易やたるを示すが如し何となれば今其例を擧ぐれば受刑者に對し家族より接見を求むるに當り商業の手續により多大の損失を蒙り營業漸次不況に陥る今後如何處すべきか或は願人は老人にて四五人の子女を有す其教育方法如何生活困難なれば如何に措置すべきや現に重患の親若し死せば其葬式等如何等の事由を以て接見を乞ふものゝ如きは事由より觀察すれば素より相當の理由ありと雖ども若し何等關係なき路人に相談せしむるは何等價值なし寧ろ相當の證明を徴し多少の煩を忍ぶに如かず例令ば老母重病云々の事柄は宜く醫師の診斷書を添へて願出すべき様なし内妻なれば内妻たる事實の證明をなさしめ全く事實相違なきものと認めたる後許可を與ふるも未だ遲しとせず加之却て斯くするに於て奸智に乗ぜらるゝなく公平親切なるを得べし否らざれば奸智のものは唯容姿を窺はんが爲めに或は密賣淫的の交誼を售らん爲めに或は金錢上の利益を計らんが爲めに漫然事實狀況を捏造し虚言を弄し

姉妹と名乗り兄弟と詐り漫に接見を求むべく管に在監者并に奸智者に對し娛樂の機會を得せしむるのみならず感化上矯むべからざる障害を醸すに至るべし局に當る者須く細心省察する所なくんばあらざる也。

監獄衛生

○犯罪者の體格に就て (三)

巢鴨監獄警務所長 美濃部龍吉

六 體格と刑期及年齢
第九表

前項の犯罪者二千四百二十人は總て成年者であるが、更に進んで其刑期を調査して見ると、最も短いものは二月未滿で、最も長いものは十三年未滿であつて、是れを作表すると次の如くなるのである。

刑 期	種別人員				平均一人ノ刑期
	(甲)強健	(乙)健全	(丙)稍健全	(丁)虛弱	
六月以下	一〇	五二	一八三	一五六	二年七月
六月以上一年以下	一二	三八	一四八	九六	
一年以上二年以上	三三	七〇	二九七	一四〇	
二年以上三年以上	一四	三六	一一一	六九	
三年以上四年以上	一六	三〇	一二七	五六	
四年以上五年以上	七	二三	一〇〇	三三	
五年以上六年以上	三	一一	六三	二五	
六年以上七年以上	三	一七	八五	三二	
七年以上十年以上	一一	三二	一二三	四六	
平均一人ノ刑期	四	二四	五三	一九	二年七月

此表に據ると、甲種體格の者百十四人の平均一人の刑期は二年十月で、乙種體格の者三百三十四人の平均一人の刑期は三年二月で、丙種體格の者千三百人の平均一人の刑期は丁度三年で、丁種體格の者六百七十二人の平均一人の刑期は二年七月であるが、此總人員二千四百二十人の平均一人の刑期は何年かと言ふと、それは甲種の如く二年十月である。左れば乙種の者の刑期が最長で、丁種の者のそれが最短である。

次に年齢は二十歳が最少で、七十四歳が最長であるが之れを體格別にすると左の第十表の如くであつて、甲種體格の者百十四人の平均一人の年齢が二十二年三月で、乙種體格の者三百三十四人の平均一人の年齢が二十九年三月で、丙種體格の者千三百人の平均一人の年齢が三十三年で、丁種體格の者六百七十二人の平均一人の年齢が三十五年三月であるが、此總人員二千四百二十人の平均一人の年齢はと言ふと三十一歳四月となるのである。

第十表

種別人員	年 齡											平均一人ノ年齢
	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	
(甲)強健	四一	三二	二五	一六	一							二十二年三月
乙健全	一二七	七九	五六	三八	三〇	一						二十九年三月
丙稍健全	五三〇	二四二	七六	一二五	一〇五	四八	一					三十三年三月
(丁)虛弱	二〇〇	一一二	九一	六一	四一	四七	五一	三二	二一	一三		三十五年三月
計	八九八	四六五	三三八	二四〇	一七六	一一〇	九九	三七	二一	一三	三	二、四二〇

左れど、是れは二十歳以上の者のみであるから、同時在監の二十歳未満の者二百三十二人を加へ總數を二千六百五十二人とし、而して其平均一人の年齢を計算して見たが、斯くすると三十歳三月となるのである。

七 體格と職業及出生地

前項の二千四百二十人の體格と職業との關係を表示すると左の第十一表の如くであるが、此表の職業名は可成的細別したれど、尙ほ類似業を一括したものがあつて、例へば大工職の中には家大工、船大工の外に指物職も桶職も加はり、車夫の中には人力車夫の外に車力や馬丁が加はつて居る類である。それから農業者の多數は小作人で自ら勞働に従事する者、商業者の多數は小賣業者である。

第十一表

職 業	體 格			
	(甲) 強 健	(乙) 健 全	(丙) 稍 健全	(丁) 虛 弱
農 業	一七	二〇	三八	九一
商 業	一三	三三	一五一	二七
工 業	八	一	一	一
山 業	一	一	一	一
大 工	四	一六	八〇	二五
鍛 冶	一	一	一	一
鑄 造	一	一	一	一
靴 業	一	一	一	一
印 刷	一	一	一	一
葉 子	一	一	一	一
計	一一四	一四二	二二八	二五八

職 業	體 格			
	(甲) 強 健	(乙) 健 全	(丙) 稍 健全	(丁) 虛 弱
左 官 職	一	一	一	一
染 織 業	一	一	一	一
料 理 職	一	一	一	一
植 木 職	一	一	一	一
其 他 職	一	一	一	一
消 防 隊	一	一	一	一
工 人	一	一	一	一
雇 入 者 (勞働者)	一	一	一	一
車 夫	一	一	一	一
舟 車 夫	一	一	一	一
行 業 人	一	一	一	一
無 職 人	一	一	一	一
其 他 職	一	一	一	一
計	一一四	一四二	二二八	二五八

此表の職業名の中で、人數の多いものに就て再び體格關係をプロセントで示すと、

職業	(甲) 強 健	(乙) 健 全	(丙) 稍 健全	(丁) 虛 弱
農 業	八、八%	二二、〇%	四一、七%	二七、四%
商 業	六、一%	二二、〇%	五四、九%	二六、九%
大 工	六、一%	一三、七%	六一、〇%	一九、一%
鍛 冶	三、四%	一四、〇%	五九、一%	二三、四%

裁縫業	四、六	八、〇	六三、二	二四、一
人夫	二、八	一六、八	四三、九	三六、四
工夫	七、三	一一、七	六五、四	一四、五
雇人(労働者)	四、五	一六、〇	四六、三	三三、一
車夫	一一、五	一〇、七	五一、七	二五、〇
商人	六、四	一一、一	四六、八	三四、六

斯うなつて比較的良體格の多いのは農業が第一であつて、甲種體格と乙種體格とを合せて三〇、八%である。それから車夫のそれが二三、二%で第二である。雇人のそれは二〇、五%で第三である。工夫のそれは丁度二〇、〇%で第四である。其他は二〇、〇%以下であるが、次に最不良體格の丁種は如何なる職業に多いかと言ふと、人夫の三六、四%が第一で第二は行商人の三四、六%である。雇人の三三、一%が第三である。其他労働者に不良體格の多いものがあるが、是等の中には労働の爲めに體格を不良ならしめられた者もあり、又自己の體格に不相當の職業を選んだ者もあらう、要するに、體格虚弱なるが爲めに生活困難に陥り、遂に罪を犯すに至つた者が多いのである。

それから又、無職業者の多いことは予の豫想以上であつて、二千四百二十人中、四百五十七人即ち一八、八%である。犯罪者百人中十八人八分が一定の職業のない者である。而して其體格はと言ふと、甲種體格が三、五%で、乙種體格が一四、八%で、丙種體格が五四、二%で、丁種體格が二七、三%の割合である。此割合は決して可良なりとは言へぬけれども、甲種と乙種とを合すと一八、三%であるから、單に良體格の多寡から言ふと、商業の一八、二%にも、鍛冶職の一七、四%にも、裁縫職の一三、六%にも優り、強弱を平均して言へば、行商人や人夫に優つて居るのである、左れば彼等に一定の業の無い原因は身體の弱いのみではないのである。

次は彼等の出生地であるが、之れを府縣別にして作表すると左の如くで、内地各府縣は只一縣沖繩が漏れて居るのみである。

第十二表

府縣別	體格別				計	府縣別	體格別				計
	(甲)強健	(乙)健全	丙稍健全	丁虚弱			(甲)強健	(乙)健全	丙稍健全	丁虚弱	
東京	四五八	一一二	四九三	二九〇	九四〇	京都	一一	一一	一一	一一	一一
神奈川	六七七	二〇	五二	二〇	八八	大阪	一一	一一	一一	一一	一一
埼玉	七七七	二六	七六	四〇	一四九	奈良	一一	一一	一一	一一	一一
群馬	九七七	二七	七八	一四	一四二	和歌山	一一	一一	一一	一一	一一
千葉	七九七	二七	七八	一四	一四二	兵庫	一一	一一	一一	一一	一一
茨城	四七九	一九	六七	二二	一〇五	岡山	一一	一一	一一	一一	一一
栃木	二四七	一一	三六	二二	七〇	廣島	一一	一一	一一	一一	一一
長野	一四二	一一	二二	一九	五〇	山口	一一	一一	一一	一一	一一
山梨	一四二	一一	二二	一九	五〇	鳥取	一一	一一	一一	一一	一一
静岡	一四二	一一	二二	一九	五〇	島根	一一	一一	一一	一一	一一
愛知	一四二	一一	二二	一九	五〇	徳島	一一	一一	一一	一一	一一
滋賀	一四二	一一	二二	一九	五〇	香川	一一	一一	一一	一一	一一
岐阜	一四二	一一	二二	一九	五〇	高知	一一	一一	一一	一一	一一
福井	一四二	一一	二二	一九	五〇	長崎	一一	一一	一一	一一	一一
石川	一四二	一一	二二	一九	五〇	福岡	一一	一一	一一	一一	一一
富山	一四二	一一	二二	一九	五〇	大分	一一	一一	一一	一一	一一
計	四五八	一一二	四九三	二九〇	九四〇	計	一一	一一	一一	一一	一一

新	福	宮	岩	青	山	秋
瀨	島	城	手	森	形	田
二	一	一	三	一	一	一
四	九	三	三	一	一	一
五〇	二六	一四	八	五	〇	三
二四	八	二	三	四	三	三
九〇	四五	二六	一三	一六	八	八
佐	熊	宮	鹿	北	不	合
賀	本	崎	兒	海	詳	計
一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一
三	三	七	九	二七	〇	〇
四	一	二	三	四	一	一
六	八	三	九	六九	二〇	二〇

此表に據ると、東京府の出生者は總數二千四百二十人中、九百四十人の最多數で即ち三八、四%である。次に東京で生れた者と、各地方で生れた者との體格を人員百に對する割合で比較すると、

- 東京 (甲)強 健 四、七% (乙)健 全 一、二、〇% (丙)稍健全 五二、四% (丁)虛 弱 三〇、八%
- 各地方 (甲)強 健 四、八% (乙)健 全 一五、三% (丙)稍健全 五四、六% (丁)虛 弱 二五、一%

であつて東京に生れた者は地方に生れた者に比して、體格が劣るのであるが、是れを更に人數の多い地方を府縣別にして比較すると、人員百に對する割合が左の如くなるのである。

- 東京 (甲)強 健 四、七% (乙)健 全 一、二、〇% (丙)稍健全 五二、四% (丁)虛 弱 三〇、八%
- 埼玉 四、七% 一七、四% 五一、〇% 二六、八%
- 千葉 六、三% 一九、〇% 五四、九% 一九、七%
- 茨城 六、六% 一八、一% 六三、八% 一一、四%
- 新潟 二、二% 一五、五% 五五、五% 二六、七%

神奈川 六、八% 一一、三% 五九、一% 二二、七%
 栃木 五、七% 一五、七% 五一、四% 二七、一%
 群馬 一〇、六% 一〇、六% 五七、五% 二一、二%
 長野 三、三% 二一、六% 五五、〇% 二〇、〇%

之れに據て之れを見れば、健全(乙)以上の佳良體格は千葉の二五、三%を最多とし、長野の二四、九%と茨城の二四、七%とが之れに次ぐのである。而して其最少は東京の一六、七%で新潟の一七、七%、神奈川の一八、一%が之れに次ぐのである。尙ほ彼の最不良體格たる丁種の多少はと言ふと、其最多は東京の三〇、八%で、茨城の一、一、四%が最少である。

予は此總人員二千四百二十人を體格に依て種別せば、甲種は百十四人、乙種は三百三十四人、丙種は千三百人、丁種は六百七十二人であるを既に再三述べたのである。左れば此人員百に對する割合を示せば、甲種體格は四、七%で、乙種體格は二一、八%で、丙種體格は五三、七%で、丁種體格は二七、七%である。今假りに之れを標準として再び體格の強弱を論せんか、標準の良體格は甲種と乙種とを合せて一八、五%となる、之れに對して東京は一六、七%、新潟は一七、七%、神奈川は一八、一%であるから、共に標準以下であるが、就中東京は其最たるものである、之れに反して他の六縣は皆標準以上である、のみならず最不良の丁種體格が標準の二七、七%以上に達したるは東京の三〇、八%のみである。左れば詰り犯罪者の體格は一般に佳良でないけれども、東京に生れた者は一入體が不良であると言ふに歸するのである。

八 體格と家庭の良否及貧富

更に予は前項の者に就て、彼等が人と成つた家庭の良、不良が彼等の體格の良、不良に關係を有するにあらざるかの問題を解決せんが爲めに、家庭の状態を善良、普通、不良及び不明の四種に區別し

て、調査を試みたのであるが、其結果は總數二千四百二十人中、(1)善良なる家庭に成長した者が三百〇一人、(2)普通の家庭に成長した者が八百五十人、(3)不良なる家庭に成長した者が八百六十九人、(4)其他良否不明の家庭に成長した者が四百人であつた、而して此總人員百に對する割合を示すと(1)が一、二、四で、(2)が三五、一で、(3)が三五、九で、(4)が一六、五であつて其他詳細は左表の如くである。

第十三表

計	體格種別		(甲) 強健		(乙) 健全		(丙) 稍健全		(丁) 虛弱	
	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比
一四	一四	一〇〇	四六	一三、八	二三五	一八、〇	一〇五	一五、六	七三	一〇、九
三五	三五	一〇〇	九五	二八、四	四九二	三七、八	二四七	三六、七	二四七	三六、七
五〇	五〇	一〇〇	一三五	四〇、四	四一八	三二、一	二四七	三六、七	二四七	三六、七
一五	一五	一〇〇	五八	一七、三	一五五	一五、五	一一〇	一〇、九	七三	一〇、九
計	一四四	一〇〇、〇	三三四	一、〇〇〇	一三〇〇	一〇〇、〇	六七二	一〇〇、〇	六七二	一〇〇、〇

此表に據ると、普通以上の圓滿なる家庭に成長した者は、甲種體格が五六、九で、乙種體格が五七、七で、丙種體格が四四、一で、丁種體格が四七、六である。即ち甲乙の良體格が多く、丙丁の不良體格が少ない之れに反して不良家庭に成長した者は、丙、丁の不良體格が多く、甲、乙の良體格が少ない、左れば家庭の良否は彼等の體格の良否に著しい關係を有し、不良なる家庭に成長した

者は體格も不良であると断じ得べきかと思ふ。それから出生別であるが、總人員中庶子は僅かに三人あつて、私生子は稍や多くして三十一人、其他の二千三百八十六人は嫡出子である。
次に資産の有無であるが、之れを(1)資産の有る者と、(2)資産は無くとも生計は左まで困難でない者と、(3)全く赤貧であつて生計頗る困難なる者との三種に區別し而して前の二千四百廿人を調査すると(1)有資産者が僅かに二十六人で、(2)無資産者が三百〇九人、(3)赤貧者が二千〇八十五人である、之れをプロセントで示すと(1)が一、〇、(2)が一、二、八、(3)が八六、一である。百人中八十六人一分が赤貧者であるから、殆んど比較にもならぬけれども、例に據て作表して見ると左の如くである。

第十四表

計	體格種別		(甲) 強健		(乙) 健全		(丙) 稍健全		(丁) 虛弱	
	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比	實人員	百分比
八八	八八	一〇〇	二八九	八六、五	一一〇七	八五、一	六〇一	八九、四	五	〇、七
二二	二二	一〇〇	四二	一、二、五	一七八	一三、七	六六	九、八	五	〇、七
三	三	一〇〇	三	〇、九	一五	一、一	五	〇、七	五	〇、七
計	一四四	一〇〇、〇	三三四	一〇〇、〇	一三〇〇	一〇〇、〇	六七二	一〇〇、〇	六七二	一〇〇、〇

此表に依て、丙種體格の者を乙種體格の者に對比すれば、丙種に赤貧者の割合が少なく、無資産者と有資産者との割合が多いけれども體格最佳良の甲種と、體格最不良の丁種と對比すれば兩者に著しい懸隔があつて、甲種に有資産者及び無資産者の割合が最も多く、赤貧者の割合が最も少ない、之れ

に反して丁種は赤貧者の割合が最も多く他は甚だ少ないのである、尙ほ甲種と乙種との良體格を合併して一團とし、丙種と丁種との不良體格を合併して一團とし、而して二者の貧富の割合（人員百に對する）を比較すれば、後者の貧窮の程度は前者より更に甚しいものである。左れば、要するに犯罪者の大多數は赤貧者であれど、體格の不良なる者は佳良なる者に比し一層其割合が多いのである。

九 體格と教育及行狀

前者の教育程度を、(1)高等教育（官私立大學又は専門學校卒業程度）、(2)中等教育（中學校卒業以上又は之れと同等の教育ある者）、(3)初等教育（尋常小學校卒業以上の教育ある者）、(4)初等不完全（小學未卒業の者）、(5)無教育（僅かに文字の読み書きをなし得る者、又は全く無筆の者）の五種に分ち之れを體格別に作表すると左の如くであつて、總人員二千四百二十人中、(1)高等教育が二十一人、(2)中等教育が八十七人、(3)初等教育が三百八十四人、(4)初等不完全が千三百七十三人、(5)無教育が五百五十五人で、是れをプロセントに直すと、(1)が〇、八〇、(2)が三、六〇、(3)が一五、八〇、(4)が五六、七〇、(5)が二三、〇〇となるのである。

第十五表

教育	體格			
	(甲) 強健	(乙) 健全	(丙) 稍健全	(丁) 虛弱
高等教育	一	八	八	四
中等教育	五	一一	五〇	二一
初等教育	一九	六〇	二〇七	九八
百分比	〇、九	二、四	〇、六	〇、六
實人員	一六、六	一八、〇	一六、〇	一四六
百分比	四、四	三、三	三、八	三、一
實人員	一、一	一、一	一、一	一、一
百分比	二、四	三、三	三、八	三、一
實人員	二、四	三、三	三、八	三、一
百分比	一、一	一、一	一、一	一、一
實人員	一、一	一、一	一、一	一、一
百分比	一、一	一、一	一、一	一、一
實人員	一、一	一、一	一、一	一、一
百分比	一、一	一、一	一、一	一、一

計	初等不完全 無教育	
	一四	二九
一〇〇、〇	二五、四	
三三四	五四	
一〇〇、〇	一六、一	
一三〇〇	二八八	
一〇〇、〇	二二一	
六七二	一八四	
一〇〇、〇	二七、三	
	三四五	
	五四、三	

此表に據ると、教育中等以上の者は乙種體格が最多で、無教育者は乙種體格が最少である。甲種體格は教育中等以上の者も多いが無教育者も割合が少なくない、左れど之れを最不良體格たる丁種に比するときは大に優つて居るのである。尙ほ甲種と乙種との良體格を合併して一團とし、丙種と丁種との不良體格を合併して一團とし、而して二者の人員百に對する割合を比較すれば、前者は後者の上位にあることが明瞭であるから、歸する處、體格不良なる者には無教育者の割合が多く、教育ある者の割合が少ない、而して體格最も不良なるものには最も無教育者が多いのである。

次に彼等の入監前の行狀であるが、監獄の調査に據て前の二千四百二十人を矢張り體格別に示すと左表の如くであつて、平素行狀の(1)善良なる者が計七十一人、(2)通常の者が計千〇五十八人、(3)不良の者が計千百十六人、(4)良否不明の者が百八十三人で、是れをプロセントで示すと、(1)が三、〇、(2)が四三、三〇、(3)が四六、一〇、(4)が七、五〇である。

第十六表

行狀	體格			
	(甲) 強健	(乙) 健全	(丙) 癡健全	(丁) 虛弱
實人員	五	一四	二四	二八
百分比	四、四	一、一	一、八	一、一
實人員	一四	一四	一、八	二八
百分比	四、四	一、一	一、八	一、一
實人員	一四	一四	一、八	二八
百分比	四、四	一、一	一、八	一、一
實人員	一四	一四	一、八	二八
百分比	四、四	一、一	一、八	一、一

此表に據ると、甲種體格は行狀善良の者も最多であれど、不良の者も最多である。乙種體格は行狀通常以上の者が多數で、不良の者が最少である。而して、丙種體格は善良の者が最少で、不良の者は、乙種に比し多數である。丁種體格も不良の者は殆んど丙種と同じ割合である。尙ほ甲種と乙種との良體格を合併して一團とし、丙種と丁種との不良體格を合併して一團とし、而して二者の人員百に對する行狀良否の割合を比較するに、前者は後者より稍や優良である。(未完)

通 常	四七	四一、二	一六〇	四七、九	五五六	四二、七	二八七	四二、七
不 良	五五	四八、二	一四七	四四〇	六〇三	四六、四	三一、一	四六、三
不 明	七	六、一	一三	三、九	一一七	九、〇	四六	六、八
計	一一四	一〇〇、〇	三三四	一〇〇、〇	一三〇〇	一〇〇、〇	六七二	一〇〇、〇

○獄 監 衛 生 雜 感 (其二四)

金 澤 石 崎 貧 樂 生

(一一八) Sommer 遺傳説より見た心理學と精神病學と犯罪心理學との關係。

個人の生涯に大切なものは其人の境園と素質との調和如何であるが、心理學も精神病學も犯罪心理學も歸する所個人の素質を闡明する學問である、そして個人の特性中に色々の反應試験だの作業法等それを概定することが出来る、著者は此の方法に據れば個人の事實一定の公式または數量で表はすことが出来又之によつて精神障礙の種類や其病症の變化の經過を知ることが出来猶ほ遺傳素累の研究は吾人の素質に關する知識を増進するものであると云ふ意見で先天性精神薄弱家族や性格(家族に現

はれる性格)の紛々たる像や定期性障礙の多數杯は尋常狀況の増劇に他ならず早發性癡呆様な原發性の精神薄弱に於て其症狀が時として或る性格に似通ふことがあつて例へば或人が天職俊秀でありながら剛情であり後に癡鈍になつて遂に緊張になることがある、精神病者と犯罪者との性格に相關する點のあるのは明らかであるが然し此相互關係あることが確定されたとしても其どちらも同く教化不能である教育することは出来ないとは云はれない、犯罪行為にもそれが又其の性格より出で又其者の宗教の境とを次第に科學的の意義に考定することは科學の取るべき事柄である。

(一一九) Pagine 伴病の一例 著者は精神症狀を伴へる精神障礙の伴病の面白き一例の責任能力の問題を論じて居る其例は數日間に殺人一回と強盜殺人三回とを行つた、彼は農家の雇人であつたが突然主家から暇を取つた爲めに二十五法を貰はずに仕舞つた、其れを残念に思つて僅かの所有品を賣拂つたが尙其額に達しないので益苦悶する許りであつた其内に一般に損失は報復し損害はなきものにせうと云ふ考が起つて非常に注意し且熟慮して殺人を行つて、其事は皆能く後から追想し得た、彼を檢査したるに兇器を布片に包み黒絲で陰莖に結付て居つた、興奮狀態の爲めに病院に送つたが直ちに鎮靜した、彼の父は癲癩で酒客であつたが、彼は癲癩とは思はれない、妄想は伴りかも知れないが被告の行爲を司配して居つた、併し此影響は抵抗し難きものではなかつた、少くとも被告の責任能力は減弱に過ぎないのである、彼は法廷に出る前夜手巾で縊死し、裁判官の辯論には上らなかつた。

(一二〇) Birkg: は處刑されてパウチエンの少年部に一箇月以上收容された百二十四人の學生を檢査して詳細なる統計を作つた、第一に作文、書取、歴史、地理、博物及び美術を試験し、次で犯罪及び其他の行爲を審べ、終に社會上の關係を記した其成績に據れば六七プロセントは學校を卒業して居ない、智力は八、九プロセントは優等で四一、九プロセントは中等で四九、二プロセントは劣等であつ

れ、境遇と性質との何れが不良學生の主因であるかとの問題に就いて著者は境遇であると云つて居る。

(二二二) Prook バンベルグに於ける最近十年間の自殺。

歴史的及び統計的に興味ある問題である、尤も記載せられたる材料中には自殺企圖をも含んである、其五七、九プロセントは精神病によるものであるが、神經質のものを算入すれば百分率は増加する、躁鬱病及び中酒性精神病は自殺の原因となる精神病として最も多数であると論じて居る。

(二二三) 和蘭に於ける自殺 シェルメルス の報告によれば、一九〇〇年から一九〇七年に至る八年間に和蘭では百萬の人口に對しては五、〇五の自殺を出した割合となる、此數は他の國に比して甚少數である、佛蘭西では二二七、獨乙では二〇九、四、自耳義では一二四、英國では一〇〇、九である、自殺者の男女の比は一般に四對一であるが、和蘭では女の方が割合に多く七二、三對二七、三である、自殺者の數は年齢の増加と共に増すのを正規とする、自殺者の八〇プロセントは三十歳以上で、二十五プロセントは六十歳以上である、エスキロールの考では年齢と共に自殺の傾向が減ると云ふけれど、正しくはない、十六歳以下の者の比は和蘭では一對八六プロセントでペールの説によると一對一〇一である、十六歳から三十歳の間では婦人の自殺者が甚しく増加する、未婚者には自殺するのが甚少なく、寡寡或は離婚者に最多い、ドウルクハイムが云ふた如く、子供のいるものは自殺をする傾向が少ない、田舎のものよりは都會の住民に自殺が多い、カトリック教を奉ずるものに自殺者が甚だ少ない、宗教の混淆する所には漸々多くなり、殊にカトリック教の最も少ない南部の諸州では約三倍になつた自殺の種類は溺死三一、二プロセント、縊死四九、一プロセント、其他の方法一九、七プロセント、である、モルゼリー氏の説によると縊死は減少する傾がある、和蘭で溺死者の多いのは和蘭が河川に富むで居る爲だらうと思はれる。

(二二三) 行刑の事實を觀て余は其目的の何れにあるかを疑ふことあり原より醫學を専修せしものにして行刑の事を研究せしものに非ざれば之を如何ともすること能はずと雖行刑の上には學理の應用必要なるや否やに付ては常に疑念にあり學理の應用を必要とすれば刑事學の應用も必要なるべし刑事社會學、刑事人類學にして行刑の上に應用さるゝもの其人に乏しきに非ざるや否や然れとも之れ其學其もの、未だ充分發達せざるものあるべし余は司獄官が常に行刑上の劇務に従事せらるゝの勞を多とすと雖一面科學の研究心に乏しきを遺憾とするものなり故に刑事學は勿論法醫學、衛生學、社會學、心理學、精神病學、生物學を研究せざる可らず以て其大要に通ずるに至ることを得ば其勞始めて多とすべきなり之を行はざるものは眞性の司獄官に非ず衣食の爲に職を需むるものと言ふて可なり。

(二二四) 調治簿と病床日誌 本簿を身分帳簿に綴り込さるゝは良し其點綴せられたる本簿の形を爲さるゝには驚かざるを得ず當局の人醫家に非ず其形を爲さるゝを知らざるも亦た已むを得ざることとなりと雖苟くも様式を規定せられたる以上空欄のみにして且つ記入せる所あるも判讀すること能はず恐らくは記入者其人も他日識別し得ざるべし醫家は事務に云々すと雖自ら尊重すべき記録に於て普通人の讀取し得ざる者を以てするが如きは常識ある醫家の爲すべき所に非ざるなり記録斯の如し他日衛生上の統計其他の調査に中り正確を期する能はざるや明なり監獄醫なるもの宜しく茲に鑑みざる可らず徒に壯言大語して以て事務は醫家の取るべき者に非ず醫なる者は技術者なり學者なりと揚言するものあるに至りては愚も亦た甚しと云ふべし。

(二二五) 監房鑰匙の如き其他扉金具の如き其金屬若し鐵の如き之をして錆を生ぜざらしめんとすれば鐵は光澤を失はざるも周圍の木材は却て汚染すべし其汚染を去り及び引手、引戸にして其常に人の手に觸れ不潔汚垢を附着し易き場所は「リゾール」の稀釋液にて拭ふべし木質及金屬を損することなくして清潔且つ消毒を併せ行ふことを得べし彼の引手及び握り等の周圍に汚垢の附着せる所は勢ひ黴菌の附着所なればなり之を清潔にすると共に消毒することは最も必要なることなればなり。

(二二六)司獄官の頭腦は他の官吏に比して進歩的でない云ふ人がある、如何に實務が大事とはいへ、實務の改善は讀書等の智識によりて發達するものである、讀書のみでなく、學術講演等には熱心出席又は加入して新鮮なる知識を吸收せねばならず、科學上より生み出されたる新理は之を監獄に應用する様工夫せねばならぬ、受刑者が逃げぬ様に、小言を云へば報告もせねばならぬ、報告を書くは五月蠅い書くすれば文字の記憶に乏しい書き方か悪い云ふて看守長に叱かられる先づ村に事勿れ主義に居るがよいと云ふ様な風は下級司獄官にあるに相違ない之等は我々衛生の局に中る者に大打撃である衛生杯は、どうでもよいと云ふ風が前記の事柄に附帯するのである衛生杯のことは多くは科學の進歩に伴ふて研究せられ従て實行せねばならぬのであるのに右様の次第では困るのである。

(二二七)血族結婚の其子孫に及ぶ影響に付中村學士は新潟縣三回村に出張調査せられたる結果其結論せられたること左の如し血族結婚の其子孫に及ぶ影響に關し吾人は説き去り説き盡して茲に一片の決論に達したのである、但し外國の狀況は血族結婚並に非血族結婚双方の場合に於て全く等しきものと假定したのである。

一、両親の遺傳素地に於て病的素質の存せざる時血族結婚の結果は常に非血族結婚の結果よりは良好である。

二、両親の遺傳素地に於て病的素質の存する時血族結婚の結果は却て非血族結婚の結果よりは不良である。

(二二八)責任能力と疾病 Decker は維納に於ける万国精神病學會に於て講演せられたり、疾病なるものは個人の普通の性質に附加の有無を以て判断すべき問題なり、麻痺性痴呆早發性痴呆等は明らかにこの附加ありて、全く別異の性格變化を來たすものにして此等は疾病として論ずべきものとせり。これに反して叡智的白痴の如きは疾病に非ず寧ろ病的病狀にして程度に輕重の差あり恰かも目盛り

の如きものにして、健康者は中等度に位するものにして最も重き白痴より最も輕き痴愚との差等には一定の明らかなる限界はこれを求むる事を得ず悖徳者の如きも全くこの關係に同じとせり。

左れば此等の者の責任能力を定むるにも疾病なるや否やの觀念を根本とする時は解決不可能なり茲に於て患者は正則なる觀念を基礎となし以て白痴痴愚の智力感情の差異を比較し其能力を定むべきなりとせり獨逸大審院の判決によれば悖徳者は病的に基因せる場合に限り責任無能力なりとなし而し其の病的なる要件としては智力障礙の結果に出づるか又は智力障礙が同時に存在する場合なりとせり、これは全く非學問的の解見にして一方先天性智力缺陷は明らかに病的と認めながら悖徳者を病的ならずとするは理由なきものなり然ども此論争は到底解決不可能なり、これ全く斯かる智力若くは道義の缺陷を病的と否とに區分せんとするの罪なり此問題は事實の問題に非ずして解釋の問題なり前述の如く其程度目盛りの關係をなすものなれば其限界は任意に人為的に之を爲し得るものなり而して其の標準は正則の觀念を基礎とすべきなりとせり尙ほ魯鈍の如きは或る行爲には責任あり或る行爲には責任無能力なることあり例之ば窃盜は責任あり何となれば所有なる觀念は已に存すればなり而して巧みに詐術を設けて不正行爲に誘惑せられたる場合は行爲の結果及び處罰せらるゝ事を豫知し得ざる點に於て無能力なり而して此の場合に於て前者は病的にして後者は否と云ふを得るや、然ること無かるべきなり、只一方は智力が行爲の意義を領解することを得るに至り一方は否らざりしによる即ち一方は正則にして一方は正則ならざりしなり。

變質性精神病の如きも全く其關係これと同じ病的と否とに區分せんことは困難なる場合多し尙ほ固

有の精神病に於ても一程度の症狀に止まりて持續する場合には同様其病的なるの區分は困難なることあり例へば發揚狀態の如きは通常病氣と云はざる程度の躁揚性機嫌の人と比して程度上の差點判然たらざることあり。

然れども早發性痴呆又は麻痺性痴呆の如きは例へ輕度の場合たりとも已に附加として在來の性格に變化を生ぜしめたるものなるを以て刑法上所謂意思不自由なり已に重輕の差等を論すべきにあらずと云へり。

正則なる觀念は精神病學的研究よりして之れを定め各特別の狀態を之れと比較し其輕重を定めて責任能力を決定すべきものなく従つて減低責任能力の觀念も。この意義に於て明らかとなる尙ほ著者は刑罰なるものは効果を奏するものゝみに科し、危險性あるものは之を隔離すべきなりと論結せり。

統計

統計

明治四十四年三月末日現在在監人員表 (△ハ減)

刑事被告人	受刑者	勞役場留置者	懲治人	携帶兒	總計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
						現	末日現在	現	末日現在	増	減	増	減
6,203	62,190	1,396	9	48	69,746	66,898	70,511	3,511	504	1,051	718	6	
3,444	3,732	1,444	2	49	4,929	65,042	64,513	880	1,409	71	6	6	
6,547	65,922	1,440	1	97	74,007	72,063	72,333	80	71	71	6	6	
6,547	65,922	1,440	1	97	74,007	72,063	72,333	80	71	71	6	6	
7,332	73,045	1,552	74,017	72,964	73,299	73,299	73,299	0	0	0	0	0	

備考 内朝鮮人刑事被告人男四人、受刑者男十七人アリ
本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ

(一六) 計

伊露佛清	太西蘭	利亞西國	男男男男	刑事被告人	受刑者	計
1	1	1	7	1	3	4
1	1	1	7	1	3	4

區州九			區國四			區西			京													
三鹿	宮	熊	佐	大	福	長	高	松	德	松	島	山	廣	岡	神	和	奈	堀	大	京		
池	島	崎	本	賀	分	岡	崎	知	山	松	島	江	取	口	島	山	戶	山	其	川	阪	都

1	四一	六三	九六	八七	五〇	二四六	三五二	七	五五	五九	二五	七三	三九	五五	三二七	一四〇	二三四	七七	二一	五四六	二〇	一二九
---	----	----	----	----	----	-----	-----	---	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	-----	----	-----

一、五四一	八四六	六三二	八六五	七七五	八二五	一九三五	一、八一	九〇二	一、〇四二	一、〇六二	九六九	六八一	四六四	一、二五四	一、六三二	一、四八一	二、三八四	八二二	八九一	四七三	三、一二二	一、八〇三
-------	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-------

1	三〇	二九	一七	八	三	五八	七二	二四	一一	二六	二〇	一七	九	二二	四六	七六	二二	一一	八三	1	八五
---	----	----	----	---	---	----	----	----	----	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	---	----

1 1 1 1 四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

1 四 1 1 1 二 六 四 1 二 二 二 1 1 五 二 1 1 1 五 1 五

一、五四一	九二一	七二四	九七八	八七五	八八五	二、二二五	二、二二五	一、〇五二	一、〇二二	一、一三四	一、一三三	七七五	五二一	一、三一九	一、九八六	一、六六九	二、六九九	九二二	九二二	一、〇七	三、一四二	二、〇二二
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	------	-------	-------

區北東			區陸北			區海東			區東												
秋山	青	盛	福	宮	富	金	福	新	岐	靜	名	安	小	長	甲	宇	水	千	前	浦	
田	形	森	岡	島	城	山	澤	井	溝	泉	所	岡	屋	津	管	野	府	宮	戶	葉	和

八九	五三	四八	二四	一三六	一八二	二八	二八	五九	八二	六九	三〇	九八	二九	三九	1	二二二	四一	一〇九	九六	一二六	七一	八六
----	----	----	----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	-----	----	-----	----	-----	----	----

八一二	九一四	五七五	六二二	一、二二六	一、三二五	三二二	六一四	四四八	一、四四四	八六三	六九五	一、二八四	二、四二五	九九八	一、四三九	一、五五六	九九九	一、一〇四	一、一四五	一、一六四	一、三三六	一、六七八
-----	-----	-----	-----	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------

六九	二六	二八	四四	二七	八〇	四	五	一〇	五九	一五	五	三八	二二	一〇	1	一二	一一	三三	二五	二二	一九	二六
----	----	----	----	----	----	---	---	----	----	----	---	----	----	----	---	----	----	----	----	----	----	----

1 1

二 六 1 二 1 1 1 1 1 一 六 1 1 二 二 1 1 1 1 1 三 二 三 二

九七二	九九九	六八一	六九	一、三九一	一、五八八	三五四	六四七	五一八	一、二九一	九四八	七三一	一、四二二	二、七四〇	一、〇四七	一、四三九	一、八〇三	一、〇五二	一、二四六	一、二六九	一、三一五	一、四三九	一、七九二
-----	-----	-----	----	-------	-------	-----	-----	-----	-------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

在監中ノ行狀	犯罪地
親族トノ關係	犯罪ノ動機
交際者	手犯罪ノ段
境遇	
参考 ハキ事項 ゴト	保護ノ方法 改後ノ狀況 ハキ事項 ナナルヘキ事項 ヲ記入スル

○沖繩縣の保護會創立

沖繩縣にては典獄の發意に依り知事事務官並裁判所長檢事正等同意し免囚保護の事業を開始せんとし沖繩自營會なるものを設け元同監獄の教誨師たりし田原法水氏直接經營の任に當ることとなり同氏の屬する眞教寺境内に家屋を建設する事に決せり同會規則書左の如し

第一條 本會は出獄人にして自活し能はざる者を保護し獨立自營せしむるを目的とす但し親族故舊の頼るべきものあるときは此限にあらず

前項の外必要と認めたる場合に於ては一時保護することある

第二條 本會は沖繩自營會と稱し事務所を那覇區眞教寺境内に

置く

第三條 本會の經費は基金の利子及篤志家の寄附金を以て之に充つ但し評議員會の決議を経て基金を支出することあるへし

第四條 本會に左の役員を置く

- 一 會長 一名
- 一 本會の事務を綜理す
- 一 監事 一名
- 一 會計事務監督
- 一 事務員 一名
- 一 會計及庶務に従事す
- 一 保護員 一名
- 一 被保護者を監督し其他取締に關する事務に従事す
- 一 評議員 三十名

本會に關する重要事務を商議す

第五條 本會々長は眞教寺住職を以て之に充て其他の役員は會長之を囑託す

第六條 本會の役員は總て無給とす但し保護員に限り評議員會の決議に依り相當の報酬を支給することあるへし

第七條 本會に顧問を置き評議員に於て之を推薦す

第八條 評議員會は會長之を召集す評議員三分の一以上の請求ありたるるとき亦同し

第九條 本會の事業年度は曆年に依る

會長は毎年二月初年度事業の成績並に會計出納に關する事項を評議員に報告す

第十條 本會に左の綱條を設く

- 一 役員名簿
- 一 被保護者名簿
- 一 會計出納簿
- 一 寄附金品典納簿
- 一 日誌
- 第十一條 本會の保護を受けんとする者は司獄官の證認を得て會長に願出へし
- 第十二條 被保護者の金員及携帶品は本會に預け入れることな要す
- 第十三條 前條の金員は本會に於て郵便貯金の方法に依り之を預け入れ其通帳は會長之を保管す但し都合に依り保管者を變更することあるへし
- 第十四條 本會は被保護者の體力技能に依り適當の業務を紹介するものとす但し時宜に依り本會内にて就業せしむることあるへし
- 第十五條 被保護者は衣食費及療養費を自辨し尙剩餘あるものは貯蓄せしむ若し自辨し能はざるものは之を貸與す
- 第十六條 被保護者の傭工錢は傭主と會長直接に受授す
- 第十七條 被保護者には毎週一回以上教誨を施行す
- 第十八條 保護期間は無期とし被保護者自營の見込みあり認めたるときは證明書を附與し隨時保護を解くものとす
- 第十九條 被保護者の遺骸にして引取人なきときは之を埋葬し遺留品は其費用に充て剩餘あるときは本會の資金に加ふる

ものとす

第二十條 被保護者逃亡し滿一年を経過するときは其遺留金品は之を本會の資金に加ふるものとす

第二十一條 被保護者の發受する信書及圖書は會長の檢閲を経らんとす

第二十二條 被保護者心得は會長之を定む

被保護者心得

- 一 常に戊申詔書を服膺すへし
- 一 毎朝祖先禮拜をなすへしものとす
- 一 本會の規則及會長の指揮命令を遵守すへし
- 一 互に和睦を旨とし行狀を慎み自營の基礎を建てむことな努むへし
- 一 本會の許可なくして宴席及群集の場所に臨むは勿論濫りに外出すへからず
- 一 濫りに飲酒することを禁す
- 一 私に金品の受授貸借をなす可らず
- 一 疾病其他の事故に依り業務を爲す能はざるときは其旨保護員に申告し指揮を受くへし
- 一 物品の購求其他金員を使用せんとするときは其旨保護員に申出るものとす

以上

誓約書

私儀今般貴會の御保護を仰ぎ候に付ては御規則其他御命令を遵奉し聊か違背仕間敷此段誓約仕候也

年月日 本籍地 氏 年 齡 名

沖繩自警會長河某殿

〇千葉縣の保護會創立

千葉監獄典獄石井光美氏外數名發起にて千葉助成會なるものを組織し社團法人として設立せんことを願出で此程認可を得たるが其目的とする所は出獄人を保護し自營の途を得せしめんとするに在りて其發表せる定款左の如し

千葉助成會定款

- 第一條 本會は出獄人にして親族故舊の頼るべき者なく又は生業を立つべき職業なき者を保護し自營の道を紹介し其注を陶冶し其民に復歸せしむるを以て目的とす
- 第二條 本會は千葉助成會と稱し有志慈善家を以て組織す
- 第三條 本會は本部を千葉縣千葉郡都村大字貝塚十七番地に置く
- 但懸下樞要の地に支部を置こざる可し
- 第四條 本會の資金は會員の會費及慈善家の寄附金又は其筋の補助並にて之に充つ
- 第五條 資金は銀行又は郵便局に預け利殖するものとす
- 第六條 本會に總裁會長副會長各一人評議員幹事書記取締者若干

名を置く

- 第七條 役員の權限は左の如し
 - 一、總裁は本會の名譽職とし會務を總理す
 - 二、會長副會長を以て本會の理事とす
 - 三、副會長は會長を補佐し會長事故あるときは會務を攝理す
 - 四、評議員は會長の諮問に應じ會務に付審議献策す
 - 五、幹事は支部長となり會長の指揮を受け地方の會務に従事す
 - 六、書記は會長の指揮を受け文書の往復及び會計の事務を掌る
 - 七、取締は會長の指揮を受け被保護者の取締に従事す
 - 第八條 會長副會長の任期は三ヶ年とす補缺選舉に係る者は前任者の任期を繼承す
 - 第九條 總裁並に正副會長は總會に於て之を選舉し第七條第四號の役員は總裁之れを囑託し第五六七號の役員は會長之を囑託す其の囑託を解く時も亦同し
 - 第十條 會長副會長は總會の決議に依り何時にても其職を退かすむることを得
 - 第十一條 本會の役員は無給とし書記及取締には報酬を與ふる可し
 - 第十二條 本會の會員は一時金一圓以上を寄附したる者を以て之に充つ
 - 第十三條 會員にして本會の體面を汚辱する行爲ありたるものは總會の決議に依り之を除名す

會員にして無断總會欠席三回に及ぶときは退會者を見做し前同様の手續を経て會員名簿より削除す

- 第十四條 總會は定期臨時の二とし定期總會は毎年一月之れを開き前年度に於ける事務及會計其他の報告を爲すものとす臨時總會は役員選舉其他重要事件の發生に從ひ臨時之を開く總會は會員二十分一出席するに非ざれば開會する事を得ず
- 第十五條 本會は名士を聘して講筵を開き又は被保護人のため修身齊家の道を講し又は學術等を教授することある可し
- 第十六條 本會の保護を請ぼんとする者は官公署又は會員の證明あるものに對して誓約書を出さしめ保護を與ふるものとす但し親族其他の請願者あるときは其の情狀により保護を與ふることある可し
- 第十七條 保護の最長期間は三ヶ年とす但し情狀により期間延長することある可し
- 第十八條 被保護者にして本會の規則及教示に違背する時は其の保護を解く事ある可し
- 第十九條 前條の場合に於て本會其の損害を受けたるときは其の預け金より之を控除し尙ほ不足を生ずる時は親族の請願者に付き請求することある可し
- 第二十條 被保護者已に獨立するに足る者と認むるときは相互の引受あるときは保護を解くことある可し
- 第二十一條 被保護者は可成散在せしめ農工業及日傭等に從事せしむるものとす
- 第二十二條 被保護者を借入れんとするものあるときは本會は

直接屋主に其の勞働及資金を約定し之れに應ずるものとす

- 第二十三條 被保護者得る所の資金は毎月之を積算して食費其他の雜費を控除したる殘額及入會の際所持する金員は書記の名義にて銀行又は郵便局に預け入れ利殖を計り保護を解く際之れを還付す
- 第二十四條 被保護者には器具を貸與するの外時服及理髮履物等の費用は自辨せしむ若し自辨し能はざる者は貸與又は專與することある可し
- 第二十五條 被保護者病氣に罹り服藥したるときは其藥價は辨償せしむへしと雖も時宜に依り本會にて施療することある可し此場合に於て若し危篤なるときは速に親族又は故舊に通知するものとす
- 第二十六條 被保護者平素業務に耽溺し實績顯著なる者は善行證書を與へ保護を解く際に金品を附與することある可し
- 第二十七條 被保護者逃走したるときは其の遺留金品は誓約書により本會に收入するものとす
- 第二十八條 被保護者死亡したるときは速に親族故舊に通知し遺物及遺留金品を引渡す可し
- 但し引取なき遺物は本會に於て假埋葬す其金品は費用に充て剩餘あるときは親族に返付す可しと雖も一ヶ年内請求者なきときは本會に收入するものとす
- 第二十九條 本會員にして轉居等身上異動あるときは本會に届出つ可し
- 第三十條 本會出納に關する手續又は業務施行に關する細則手續は會長別に之を定む(完)

翻譯

○英國監獄參事會の内務大臣に對して爲したる報告書(三)

大澤豊次郎譯

第二 監獄行政の改進

(其ノ二)懲役制度

懲役制度に關して、近來幾多の改變ありたることは、吾人の報告書に於て、嘗て之を述べたり。其重なるものは「初犯級」「中間級」並に「先天的累犯者級」の新分類、及長期刑者を一組と爲し、之に屬する囚人は行狀善良にして作業に勉勵するときは、多少其の處遇を緩和することを得る制度の新設に在り。懲役制度は、其の起源以來其の執行の第一着手として受刑者を獨居拘禁に附することを要したるものにして、其の期間は多年の間九ヶ月の定なりしが、其後彼等は判決の際其前科を斟酌して定めらるべき級別に從ひ、獨居拘禁の期

間に長短あるに至れり。斯の如くして、一千九百五年以來、初犯者は三ヶ月、中間者は六ヶ月、先天的累犯者は九ヶ月の間夫々獨居拘禁に附せらるゝに至れり。此の點は新分類法に關して注意を爲さるべからざる所に屬す。以上の期間、彼等を獨居拘禁に付するが爲めに特定せる禁錮監は所謂特設監獄なりとす。

本年度に於ては、演劇に依りて獨居拘禁の悲惨を世に發表し、頗る其の注意を惹起せり。蓋し演劇に於ては、獨居拘禁の本義を説明することなきを以て、公衆をして誤解せしめざらんとするも得ざるべし。監獄制度の沿革及詳細に關する、世人の知識淺くして、彼等は英國に於ける懲役制度、上下六十年の梗概を始めて「ロンドン」劇場に見るを得たりしなり。年々歳々、監獄制度を細説し、其の利害を討究せる「ブリッウ、ブツク」を熟讀するよりは、簡明巧妙なる演劇を見るに依りて、受くべき感動は容易なるものあり。獨居拘禁は、今日文明各國に於ける監獄制度の基礎として何人も之を怪まず。獨居拘禁は又決して、中古の獄制、

并に封建諸侯の牢獄に於て傳説されたる孤獨拘禁と、毫末も關係あるものに非ざるなり。其の意義する處は、在監者は皆各一房を占め、其の室に獨居し、作業上の必要ある場合を除くの外、他囚と交通を斷絶せしむるに在り。懲役刑執行の第一着手たる獨居拘禁は、作業に關しても雜居を許さず。間斷なき監督の下に、之に居房作禁を命し、一定の期間は晝夜之を獨居に拘禁す。但し教誨、運動、及教育等に關して、出房を許すの例外は、他の一般囚に於ける場合と異なるなし。彼等を獨居せしむるは、他囚の感化を避け、反省悔悟の効果を收めしむる所以にして、制度本來の基礎は此の改善的價值に在りしが、後其の處罰的威嚇の點に重きを置かるゝに至り、一千八百六十三年「ローヤル、カミッション」は、此の見地に基き、懲役の要素として特に獨居制度の採用を主張したり。九ヶ月以上に涉る獨居拘禁は、心身に害を及ぼすものなることは屢々議論ありたる處なりと雖も、此等論難は勢力を得るに至らざりき。若し此意見にして勝を制せんか、今日に於て、獨居制度を見る能はざ

べきは言ふを俟たず。然れ共、之れが制度の公正なる研究は、獨居拘禁を以て心身に害ありと認むるに至らざるも、猶ほ其の刑罰的價値の基礎よりすれば、其の前科によりて定めらるべき級別に從つて、相當の改變を加味するを可なりとするの意見に傾き、竟に千九百五年の改正を見るに至れり。此變更に關する規定は、之を議會に提出したるものにして、當時一の質疑なく、又一の反對なくして議會を通過したりと雖も、其の年内務大臣「グラッドストーン」氏は此等の期間を以て未だ問題を解決し得たるものと認むる能はざることを述べ、結局總體に通じて、獨居拘禁の期間を三ヶ月に短縮することとなし、一千九百十年四月一日を期して之が實施を計りしが、「チウアーチル」氏繼で内務大臣たるに至り、再び此點に關して論議相生じ、今日に於ては先天的累犯者のみを三ヶ月間の獨居拘禁に付し、初犯者、中間者は其期間を一ヶ月に短縮し、唯之に對しては行政上の必要又は便宜に基く例外を認むることに改められたり。

(其の三)免囚の保護

(一) 免囚の再犯と保護

獨居拘禁制度に對する批難の基礎は斯の如し。曰く懲役監に於ける累犯關係の統計が、懲役刑の威力及感化力の共に無價值なることを證す。曰く數ヶ月に渉る獨居拘禁は生活常態に反するものにして、此等特殊の試験を通過したるもの、累犯比率少なきことを、直接に且積極的に證明したる後に非れば之を正當とすることを得ず。曰く若し此等の證明不能なりとせば、所謂試験は是れ無用の苦痛たるに過ぎざるべしと。然れ共此等の議論は改善不能たる先天的累犯級に關する統計のみを基礎とするものにして、不再犯者の計數を度外せるものなり。一千八百七十九年初犯級の創設以來、該級所屬者の新に刑を受けて入監するに至りたるものは、免囚男囚の一〇七三に過ぎず。若し夫れ先天的累犯者の反社會的本能の如きに至りては、行刑の威力に屈せず又宗教慈善の勸誘に服せざるものなりと云ふの外なし。懲役監現在囚に就て之を観るに、其の四十〇は以前懲役に處せられたるものなり。即ち懲役監に於ける懲役男囚三千四十

六人中一千二百五十三人は以前懲役に處せられ内再犯六百七十二人三犯二百七十一人四犯百九十六人五犯以上百十四人なり。内相チウアーチル氏は吾人に諮問するに此等の執拗なる先天的累犯者を感動悔悟せしむることを得るや否や及其の方法如何を以てせり。本問は之れ實に監獄行政の責を負ひ犯罪者處遇の任を帯ぶるもの、常に忘れざる所に關し、爲めに近年に至り、大に力を免囚保護機關の改善に盡すに至れり。是れ蓋し佛國の古諺に深く感動したるに依れり、曰く拘禁難からず、釋放を以て難しと爲す。吾人は教會軍、救世軍等の有力なる機關、並に幾年となく免囚保護事業に従事せる其他の協會より提出されたる資金を十分に利用せんことを努め、此等機關は又迅速なる補助を盡されたり。此等機關の盡力により、多數の改善至難者を善性に歸復せしめたることは疑を容れずと雖も、而も仔細に事案を考覈するに、懲役免囚遷善の事業は多額の費用を要すべく、全然之を私立の協會に委し毫も國庫より之が補助を爲さず、且其の一定の方針を立て、共同協力する

ことを最要項とする問題に關して各自獨特の途を採るに於ては、保護の充實は固より得て之を望むべからざるを信せんと欲す。内相チウアーチル氏は直ちに此の提見を容れ、免囚に關する難關は此の點にあることを認め、吏僚は宜しく私立の協會と和衷協同し、懲役免囚の自由なる社會に於ける向上の進路を、監督誘導するに當りては、從來より一層の活動を爲さざる可からざることを認めたり。免囚保護に關しては就職の途を求むるの困難あり。求職中彼等を扶養監督せざるべからざるの困難あり。然るに茲に犯罪防遏條例に基く假出獄の條件として、警察官署に對する定期の行狀報告を爲さざるべからざるの困難を附加せられたり。内務大臣は、一千八百九十一年の懲役條例に依り、此の條件を免除するの職權を有す。而して懲役免囚監督に關する中央機關を設け、官民一致の努力により、國庫の補助の下に、懲役囚の釋放に際して彼等を指導するの點に關しては、目下計企中に在り。此の計企にして實顯せば、能く此の機關の指導に服する假出獄者は、警察官署に對す

の定期の行狀報告を免除せらるることを得べきものとす。然れ共其免除を受けたるもの指令に反し又は生業を嫌ふの傾向を表すに至るときは、再び此の條件の復活を來すものなり。吾人は此の計畫は、其の可否之を實驗するの價値あるを信じ、且其の實地に際しては吾人官僚は之れが成功に對し十分貢獻する所あらんと欲す。吾人は常に新制を創め、世をして人類の有せし機會如何、其の機會を如何なる程度迄利用したるやを知らしめんとすなり。

(二) 前科者に關する總計

前科者に關する年度の統計は次の如し。

年 別	受刑者ノ總數		前科者比率	
	男	女	男	女
一八九一—一九〇〇	一〇七、七四	四五、二八	五四七	七三四
一九〇〇—一九〇一	一〇一、四九三	四六、五四〇	五二四	七三三
一九〇一—一九〇二	一一八、〇七二	四八、三三三	五二九	七〇六
一九〇二—一九〇三	一二六、五四	四九五九一	五二四	七〇六
一九〇三—一九〇四	一三九、三六	五〇六八九	五〇七	七二四
一九〇四—一九〇五	一四八、九八四	四八、九三	五二二	七三六

一九〇五	一九〇六	一九〇七	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一年
一四七六六	四七四〇八	四二八六一	四〇九五一	四〇一九五	三八四六八	五二五
一三五五〇	五五四	五五〇	五五〇	五七一	五七三	七七一
一三五五〇	五五四	五五〇	五五〇	五七一	五七三	七七一
一四四七〇	四〇一九五	三八四六八	五二五	五七三	七七一	七七一

上表に依れば、本年度に於ける累犯率は、男囚に於て僅少なる増加を示し、女囚に於て稍減少を來せるを知るべし。禁錮囚總數男十四萬〇一百五十四人、女三萬八千四百十五人中、累犯者は男六萬〇二百三十一人、女八千七百八十一人に過ぎず。本年度に於ける受刑者と累犯との調査の詳細は次の如し。

凡例

- (イ) 本表は本年度間禁錮、「ボルスタル」場拘禁又は懲役等の刑を受けて、禁錮監を拘禁せられたる者の總數と、其の犯數別とに關す。(本年度に於て懲役監に直)に關す。(送せられたる受刑者を除外した)り。
- (ロ) 軍法會議處斷囚は之を本表より除外した
- (ハ) 一人にして本年度中、二回以上刑を受け

刑名	受刑者總數		再犯		三犯		四犯		五犯		六犯		七犯以上		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
禁錮	一四〇、一五四	三八、四四五	二七、二	一三	三三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一四〇、一五四
ボルスタル	一四、四九三	三八、一六八	一、一〇一	一〇	一〇	一四、四九三									
懲役	一四、四九三	三八、一六八	一、一〇一	一〇	一〇	一四、四九三									
合計	一五九、一四〇	七六、六八一	二九、三二二	二三	四三	一三	四三	四三	一五九、一四〇						

(ニ) 本表は死刑囚二十七名、(男二十三名、女四名、内男十七名は執行を受け殘餘男六名、女四名は懲役に減刑せられたり)を包含す。

たる者は、其の受刑毎に犯數別に從ひ之を計上せり。

(三) 懲役囚と其の前科。其の累犯比率調は次表の如し。

初犯者	計		流刑又ハ懲役ノ前科アル者		流刑又ハ懲役ノ前科ナシ者	
	男	女	男	女	男	女
二十以上	五、二六〇	二、九三三	一、九二六	一、五九一	三、三三四	一、三四二
二十以下	六、八五九	三、九一七	一、五九一	一、五九一	五、二六八	二、三二六
計	一二、一一九	六、八五〇	三、五一七	三、一八二	八、六八二	四、一六八
累犯者	六、〇三二	三、七七一	一、九二六	一、五九一	四、一〇六	二、五七七
比率	五二・三	五四・九	五五・七	五〇・〇	四七・三	六一・五

年度	懲役ノ前科アル者		懲役ノ前科ナシ者		懲役ノ前科アル者ノ%	
	男	女	男	女	男	女
一九〇一	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇二	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇三	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇四	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇五	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇六	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇七	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇八	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九〇九	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九一〇	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三
一九一一年	一、〇〇六	三三	一、〇〇六	三三	一〇〇	三三

即ち本年度入監懲役囚男一、〇六八人女四〇人中前科なき者は男一二四人女一人に過ぎず。從て此重罪部類に關しては男囚八十八%三九、女囚七十二%五〇の累犯比率を示すに至れり。

(四) 免囚の歸宿。ベージル、トムスン氏が、一千九百年乃至一千九百四年間に於ける免囚の歸宿に關する極めて精密なる調査報告は甚だ興味あるものなり。今其全部を轉載すべし。

「累犯に關する議論を爲すものは、常に數年間懲役又は禁錮を受けたる者は、既に改善の期を逸したるものにして、一度累犯者たるものは終生犯罪生活より脱する能はざるものなることを説けり。監獄制度に關する穩和なる批評家は、懲役刑を以て假令犯人を墮落せしむるに至らずとするも、猶ほ之に依りて、犯罪を威嚇し又は犯人を改善することは、到底不能なることを論じ、監獄制度に對し、一層反對の度の強きものは、懲役刑を以て、此等受刑者の改善性を滅却するものとす。反之、懲

役監の典獄又は教誨師は、改善不能なること明白なるが如く認められたる累犯罪者より、全然改悛して、犯罪生活と絶縁せんことの手簡を間斷なく受けつゝあり。而して彼等の手簡に依れば、其の改善の動機は、或は懲役刑を畏怖するに出づとし、或は監獄吏員の斡旋に依りて、彼等の舊知より適實なる保護を受けたるにありとせり。

年々歳々釋放せらるゝ累犯者の一部は、改悛するに至るものなることは、争ふ可らざる事實にして、唯懲役刑施行以來上下六十年に至ると雖も、其一定期間の累犯免囚に關して、釋放後の經歷を調査し、以て改善者の割合如何を明にすることを企てたるもの未だ之れあらざるのみ。以下之を調査し其結果を報告せんと欲す。

之れが調査に關しては、指紋制度の實施されたる時代を包含するが爲めには近時を撰び、累犯の運命を有する免囚をして累犯するに至らしむるに十分なる時間と與ふるが爲めには

一九〇二	九三二	一一三	一五	一四〇	二六二	二六
一九〇三	九三	一五三	一九	一三八	二九一	三三
一九〇四	八八	一六一	二三	一四二	三〇三	三七

譯註。累犯初犯の別は、出獄當時に於ける身分にして、所謂不再犯者とは、正式裁判手續により審理さるべき罪を犯したるに非ざるものを云ひ、略式審理を許す罪を犯したるものと雖も之を不再犯者中に計上せり。

六百九十七人の累犯者の内、懲役の前科一度のもの百卅七人、貳度のもの六十四人、三度以上のもの十五人なり。正式裁判手續に依り及び簡易裁判手續に依りて宣告されたる前科數に基き、之が分類を爲すときは次表の如し。

前科別調(正式事件及簡易事件を包含す)

年別	一度	二度	三度	四度	五度	六度以上	其度二十	十度	十五度	二十度以上	合計
一九〇〇	三〇	一六	一四	一三	八	二九	一〇	五	五	三〇	一〇二
一九〇一	三三	一〇	一〇	一四	一四	三六	一五	五	四	一四	一四二

古き時代を撰ばざるべからざるなり。此の理由に基き一千九百年一月一日乃至一千九百四年十二月三十一日の五ヶ年間を選択せり。之を調査の方法としては、此の五ヶ年間に釋放されたる受刑者四千五百六十三人の人名表を作成し、此れより其の所に再犯せるものを抹殺し、斯の如して調査の人員を相當に減少することを得たり。而して各場合に於ける報告は、之を、(一)之に關與せる免囚保護會(若し之れありしとせば)又は、(二)免囚の歸住せる地方の警察官署より之を徴せり。

五ヶ年間に於ける免囚四千五百六十三人の内、再犯せざりしもの一千三百八十六人即ち其の三十%に當る。此の一千三百八十六人の内、六百八十九人は初犯者にして六百九十七人は累犯者なり。其年別次の如し。

年別	免囚男	不	再	犯	計	不再犯者
一九〇〇	九三二	一三〇	一五	一七	三三	二五
一九〇一	九五〇	一四二	一八	一五	三三	三二

一九〇二	二〇	一一四	一一	三三	九	三
一九〇三	二八	一一八	一〇	三九	一四	六
一九〇四	二六	一一八	一三	四六	一三	八
						七
						一六

此等累犯者の出獄後の經歷を調査するに、其三〇八人即ち約其半數は、最終の報告ありたる當時其の常職に就き、五十九人は臨時の職を求め、五十九人は移住し、百五十三人は行衛不明なりと雖も再犯するに至らず、二十九人は不健康の爲めに授産場及養育院に在り、四十九人は死亡し、四十七人は行狀不良なり。

免囚を保護せし五個の保護會の内、教會、救世軍及舊教協會は記録を保存せり。之に由れば彼等に職業を紹介し、且彼等との交通を維持するに關して、盡したる苦心如何を明にすることを得べく、斯の如き整然たる保護方法に依り、更に再三の保護を受けるに至りたる事例多きを知るを得べし。一部免囚の過當なる期待と、勞働市場に於ける供給の過剩との間に立てる、此等保護會の經營難は非常な

ものにして、此等保護會を批難するに、其の時間と資金とを無益の事業に傾注するの愚を以てするが如きものあらば、之れ決して公正の評に非ざるべし。

一千九百年及千九百〇一年に釋放せられたる累犯囚の出獄後の經歷を概括して茲に之を附言すべし、彼等懲役囚は壯時、年を監獄に送り、出で、は波荒き競争の場裡に立つ、其の成功談は寧ろ異とすべく、其努力の歴史は豈一の悲劇ならずや。而して彼等多數の改悛の動機は、温健なる婦女を娶りて子女を有するの日に於て萌すに似たり。教會軍に依りて保護を受けたる免囚中、之が感謝の爲めに時々其の資金に對し寄附を爲すもの一にして足らず。其著しき例として、余が「ダートモア監獄」に於て熟知せる一人を舉ぐべし。

彼れ其の年齢今六十一才にして、嘗て偽造の罪に因り、長期の懲役を受くること前後三回、其の延長二十八年に及べるも、出獄後は商業學校の教師として職に居ること已に數

年、以て其根本的に改悛せるものなることを認むるを得べし。尙其他の著例を舉ぐれば次の如し。

(一) J, S 氏。前科一犯、有名なる慈善協會の書記の一員たりしことあり。現に「ロンドン」府下に於て學校を經營す。

(二) K, W 氏。盜犯の前科五犯、刑期延長七年、某鐵道會社の職員となり、爾來同職に在りしが其の後行衛明かならず。

(三) T, W 氏。夜間の家宅侵犯(重罪を犯すの目的を以て午後九時乃至午前六時の間に於て門戸を破り侵入する犯罪)者にして前科六犯、「ロンドン」に於ける有名なる商店の雇人(門番)となり、其後又同種の他の職業に轉ず。

(四) H, M 氏。晝間の家宅侵犯(「バーラリ」に同じ。唯其の異なる所は本犯は晝間即ち午前六時乃至午後九時迄の間なることを要する點に在りとす)者にして前科二犯、初め地方團體の議員となり、其後某電氣工業

商會に職を求め行狀善良なり。

(五) C, H 氏。夜間の家宅侵犯者前科三犯、某大工場の書記たり。

(六) G, H 氏。前科十三犯、醫院の夜廻番人として就職し、一千九百八年中行衛不明となれる迄好く其職を務めたり。

(七) C, T 氏。貨幣偽造者、畫師及粧飾師として出獄後八年の今日に至る迄行狀良。

(八) W, M 氏。前科盜犯に現、寶石商會の書記たり。

(九) J, P 氏。晝間の家宅侵犯罪を犯して七年間入獄(第二回目の懲役に前科全罪五犯、刑期延長十二年、「ロンドン」市に於ける著名なる商會に雇はれ行商員たり。

(一〇) Y, S 氏。夜間の家宅侵犯罪に由り七年の刑を受く(第二回目の懲役刑)、前科六犯、(盜犯及夜間の家宅侵犯罪を主とす)、出獄後亞米利加に行きしが六ヶ月にして歸國し、就職の爲めに警察に願出て依りて電氣工場に雇はれ、爾來熱心に執務し、成績

頗る善良なり。

(一) W, T 氏。貨幣偽造の爲め八年の刑を受く。自費を以て自宅の後方に在る工場の電氣技手となり。專賣器械を製造しつゝありしが、現に電氣器械商たり。

(二) S, T 氏。傷害罪に由り三年の刑を受く。前科は主として盜犯にして十六犯、常雇海員として水夫を務め、上陸中の行狀も甚だ善良なり。

此等免囚の求め得たる職業の種類は、品性なきものに對して開かれたる貴重なる生活の途如何を示すものなり。彼等の職を求むるは多くは低給の臨時的職業に始まりと雖も後昇給するに至るもの尠からざるなり。馬匹盜取の罪を以て刑を受くること約四回に及べる P, A 氏は、四十一才にして全然改心し、今日に於ては馬匹番長として適實に其の職を務めつゝあり。其他刑餘の者にして其の市町團體の常員として職に就けるもの多し。親しく受刑者に接したることなき者は、撤拗

なる累犯者の改善したるもの十七ものみに止まるを以て、甚しき不結果と爲し、懲役囚の再犯率は七十%に達するを見て驚歎すべき事實なりと爲すことなきを保せず。然れ共此七十%は多くは概して改善至難の累犯者より成り、禁錮監に於ける累犯受刑者は、全在監者の五十七%内外に在るものなることを知らざるべからざるなり。改善方法の加工容體たる罪囚の資性如何を知るものは、假令一人の先天的犯囚たりとも之を改善せしめ得たりとせば、指して以て著しき成功と爲すべきなり。此等多數の罪囚が年を懲役監に送ること幾歳々、中年出獄して世に立たんとするや、労働市場に於ては之に優勝せんとする絶大の競争者あり、他方に於ては舊知惡漢の嫉視するあり之に善行を保たしめ之を改善に誘ふの途、抑も何れにか在るを得るや、懲役刑に處するごと一回なるも、亦能く彼等罪囚の一生を誤らしめ、彼等向上の氣を奪ふに足るものなりと論ずるものは、須らく此間の消息を辨へて

可なり。
改善不能の犯罪者たること明なるに似たる者を、改過遷善せしめたる場合に於て、其の如何なる部分迄は懲役刑の威嚇の効果にして、如何なる部分迄は、整然たる作業、禁酒の強制及教誨師、免囚保護會員の訓戒の効果なりやは、容易に之れを知るべからず。多數の場合に於ては必ずや是等二者協合の結果なるべきなり。
以上の事實は又、先天的犯罪者は一人類を爲すものに非ずして、思想性格及境遇を異にする多數の叢聚に過ぎずして、其狀況は普通の人民の叢聚と撰ぶ所なきことを明にするものなり。感覺鋭敏なる者に對しては威嚇の效を奏し得るものも常習粗野なる者を如何ともする能はざるべく、克己力行の人をして能く誘惑に勝つことを得せしむるに足るの獎勵も、亦以て薄志弱行の者を激ますに足らざるべし。敢然たる自車の力あらば安んぞ好んで入監するに至るものあらんや。誘惑一襲すれば

雜 錄

○白蟻に就て (其二)

理學士 大島正滿氏談

彼等は之に抗するの勇氣なく又克己なし。是れ彼等が入監を欲せず、自由の天地を樂まんとして而も知行一致する能はざる所以なり。免囚保護の要たる、彼等釋放の瞬時より保護を開始し、彼等が獨立生活を營むに十分なること、又は全然生業を拋棄し保護の實益なきことを確認するに至るまで、之に追隨して其保護を貫徹するに在り。彼等自己の失行に依り、其の保護に要したる時間と金錢とを無用に歸せしめたることありとするも、爲めに之が保護を拒むが如きことは斷じてあるべからざるなり。』(ビー、エツチ、トムスン氏報告完)
彼等免囚が、重罪を犯し刑除信用を失墜せしに拘はらず、克く萬難を排して、重要な地位に職を求め得るに至るものあるは、其數の多少如何を問はず、甚だ喜ぶべき現象にして、吾人は此點に於て「トムスン」氏の見に同するものなり。

其次に擧げます被害物は紙類であります。白蟻は植物を好む結果、植物の纖維より成つて居る紙に非常な損害を與へます。書棚とか單筒の中に入れて居る書類を攻撃するために重要書類などが必要な場合に出して見まする影も形も無くそれが全く白蟻の巢に變化して居る様な場合を見ることが度々あります。其次には疊類、又は席の如きものであります。白蟻が「ヒメシロアリ」と申します、種類が侵入して來ますると彼等は植物質のものな好む結果先づ第一に疊を食ひ之を連結してある糸をばちん／＼にして疊をぶく／＼にしてしまひます。疊に被害のあることは家屋に居住して居るもの、最も苦痛とする所でありますが、折角疊を取替へしても其侵蝕する作用がなか／＼激しいものであるために全部取替へ終らない内に既に新しく入れた疊に早くも蟻害を見るさいふやうな状態に度々遭遇します。其他電話線の「コイル」などを非常に好んで蝕害するので田舎に行きますと巡査の派出所の電話の中に入つて「コイル」全部を蝕害し爲に混線して電信や電話が不通になると云ふやうな實例を見たことが度々あります。又隣誤さか「アスファルト」といふ如きものにも此「イヘシロアリ」が侵入す

る形跡があるやうであります。

其次に建築界に取つて最も重大なるものに此「イヘシロアリ」と稱する種類の兵隊は頭の中央に孔が開いて居りまして此孔から或乳白色の液體を分泌します、一寸蟲體に觸つて見ますと怒つて是から白いやうな液體を出しますが、此液體を化學的に検査した結果に依ると右は非常に強い酸性を帯びて居ります、かゝる酸性の液體を出すといふ目的は那邊にあるか近頃迄殆ど了解に苦しんで居つたのでございますが先達て各所に於ける被害建造物の修繕をするときに當りまして偶然發見した事實は此酸の性質を説明して餘りあることの様に考へられました、それは此處へ持参致しました煉瓦の標本でございますが、(是は煉瓦を斯ふ云ふ風に三枚立てに列べた處の状態でありまして蟻害に罹つた或煉瓦家屋を改築した際に取り出したものであります)此の中から偶然にも白蟻を發見したのであります、煉瓦は白蟻豫防上に於きまして最も重要なものであります從來「コンクリート」及び石材等と共に白蟻に對して抵抗力を有するもの、一つであるかの如く考へられて居たのであります、意外にも此煉瓦の中に澤山白蟻が侵入して居ることを見出したのであります、段々検査した結果に依ると是は煉瓦其物に對しては何等の被害もないのであります、煉瓦の膠着材料即ち「モルタル」を喰破つて此の中に侵入するやうな傾向を有して居ります、次に少しく「モルタル」と白蟻の酸との關係を述べて見たいと思ひますが扱て建築界に於きましては在來の習慣は煉瓦を積むには必ず石灰「モルタル」を使ふやうになつて居ります、それで臺灣の建築物に於ても石灰「モルタル」を

用ひて煉瓦を積み重ねますが、此際使用せられた石灰は白蟻に對して抵抗力が弱いものである事が立證せられたのであります、御承知の通り酸の中にも種々なる種類がございます、石灰に對する作用も違ふのであります、譬へば硫酸の如きものが石灰に作用しますと硫酸「カルシウム」即ち石膏が出来て非常に硬い物になります、石灰に鹽酸が作用致しますると溶解性を帯びた「氯化カルシウム」になり、水に遭ひて漸次溶解するものとなり、扱て蟻の分泌する酸の性質に至つては未だ研究の歩を進めませぬので唯今御話する光榮を有ませぬのが有機酸の多くは鹽酸に類似した性質を有して居る點より推論して見ますと白蟻酸の石灰に對する作用も之と同様であつて彼の膠着材料に使用する石灰「モルタル」に働まして其中の石灰分を溶し砂「セメント」をばらばらに離して穴を開けるのであらうと考へます、が是は窓の上の楣と「アーチ」の間に詰めてあつた極く堅固な石灰「モルタル」の一片であります、此中央の穴は白蟻に侵蝕されたものであります、石灰「モルタル」が白蟻に對して抵抗力のないことは單に臺灣に於て發見せられた許りではなくて其他の國に於ても認められて居る事實であります、白蟻に侵蝕せらるる物質に關する御話は斯の如きものとて、次に此「イヘシロアリ」が家屋に侵入する状態に就て一寸御話したいと思ひます。

先づ蟻が地上に出て來ますと先程御話した通り隧道が作つて上にある木の處を目懸けて段々攀登して來ます、さうして床に刺着すると大引なり根太なり又、床板全部を侵蝕し更に壁の中へ入り、斯く泥の中へ侵入するに白蟻に取つて最も容易なこ

とでございしますが、日本建築に於きましては總ての部分に多くの泥を使ふ結果此點は實に危険至極であります、扱て壁の中へ侵入致しますると早速天井の木部を侵し二階でもありますと二階梁床、壁を廻て家根へ移り小屋材及び家根板の全部を蝕害するものとあります、白蟻と云ふものは斯くの如く種々なる方面に甚しき被害を與へるものでございますが、扱之に對する處置は然らば如何にしたならば宜しいのでありませうか私の考へるところに依ると之に二つの方法がある様に思はれます、即ち白蟻の驅除法、と豫防法であります、白蟻を驅除するには薬剤の力によるか又は白蟻を蝕害するところの昆蟲を利用する他に道がないのであります、然し、臺灣に於きましては白蟻は全島に分布して居りまして之を人力に依つて驅除することは殆ど不可能の様に考へられます、且つ又從來の経験によりますと家屋に白蟻が侵入した場合に家屋内から白蟻を驅除し去ることは非常に困難でございますので我々は餘り驅除法には重きを置かず、只豫防法即ち白蟻を如何にせば豫防することが出来るか、今後新なる建築物を起す時に如何なる方法を執らば白蟻の害を免れることが出来るかといふ方法を研究して居るのであります、熱帯各地に於きまゝなる白蟻豫防を見ますと先づ第一に氣がつく事は各地に於て殆ど巻調を同じうして白蟻發生の根元なる地層と家屋の地上面に現はれる部分を絶縁する方法を試みて居る事であり、是は殆ど世界を通じてやつて居るこの方法であります、然し熱帯各地に於ける施設を見ますに吾人の參考に供してよい様な完全な方法はないやうであります、それで濠太利亞に於きましては是が爲めに先づ家屋の

床を高くし、腰を地面から三尺ばかり高くして床下は風通りの宜い様にしてあります、斯の如きは蟻害豫防と共に蟻害の有無を検査するにも便利であります、次に又世界一般に行はれて居りますのは木材に薬を注入するか或は薬剤を塗布して白蟻に喰はれないやうにする方法であります、其他白蟻を豫防するためには色々な方法を探つて居りますが、我國に於きましては斯る経験が無い爲めに昔臺灣を占領したときに直ちに日本に於ける建築法其儘を持つて行きまして建築をした結果唯今ではかかる純日本式的家屋は最も甚しき侵害を被りて居ります、白蟻を豫防するに付いて第一に注意を拂はなければならぬことは云ふ迄もなく床下の構造でありまして此點は建築専門家の考へべき主要なる點であらうと思ひます、次に白蟻に對しては如何なる薬が適當であるか、木材にどんな薬を注入したならば蟻が喰はなくなるかと云ふ事を研究するのも大切なことであり、第三には蟻がどういふ風にして發生するものか、又どう云ふ性質を以て居るか云ふ方面の研究も必要であります、要するに此間既に建築者も化學者と動物學者も此三方面から研究しなければ到底完全なる豫防方法を講ずることには出来ないものであると考へます、扱て臺灣に於ける建築専門家は之に對して色々考察をした結果唯今では殆ど完全と思はれる方法を案出して明治四十年來各地に於て實行して居ります、が是は多少御參考になるかと思ひますので皆さんに之を御紹介したいと思います。

先づ臺灣に於ける日本の家屋を見ますと床下の構造に色々な形式がある事を認むる事が出來ます、最も簡單なものは地平面に

玉石を置いて之に直ちに土壘を載せ其の上に木の束を立てるのであります。最初、臺灣に於ける家屋は多く此方法を採用したのであります。所が白蟻は直ちに地面から出て来て根太及び木製の束に非常な損害を與へるので此建築法は全く臺灣に向かないこと云ふことが分りました。又極く鄭重なものになります。下部に四角に切つた均し石を使いますが、どつちにしても駄目であり、其次に採用した床下を約三尺ばかり、上げまして腰積は總て煉瓦を用ひて見たのであります。白蟻は先程申した通り地中より出て煉瓦面に隧道を作り直ちに木部に侵入します。此方法も役に立たないことが明になりました。此次に考案されましたのは前記方法を施した上に床下の地平面の所へ「こんくりーさ」を打ち込み、白蟻が侵入しない様子を採つて見ましたが、斯うしますと今度は蟻が家屋の外側から直ちに入つて来る、斯う云ふやうな状態になります。所以に其次には單に床下に「こんくりーさ」を打つばかりでなく、家の周囲軒下約三尺廻りに「こんくりーさ」を打ちまして更に雨露の下水を付け蟻が此方から廻つて来ても此處を通行する折に見付ける様に考案したのであります。是でも充分に白蟻の侵入を防ぐことが出来ない即ち長い間には地面が陥落するとか又「こんくりーさ」に亀裂を生ずる爲めに此の「こんくりーさ」を煉瓦との間に一分か二分の隙が出て来ます。夫れが爲めに折角の防禦装置も何の役に立たない様になりましたので、種々考案した結果明治四十一年以來此方法は全く廢つてしまひました。

(未完)

○精麥機并挽割機の成績

前橋監獄報

在監者の糧食殊に米と麥との撰定に就ては各監區々になつて居つて、就中麥の如きは丸麥を給するものと挽割又は潰麥を給するものとあるが、此頃司法省に於ては丸麥を給するには挽割に準じ幾分減量し給することとし全く麥の標準品を挽割と定められたることになつたのである。想ふに之れは各監の間に統一均衡を保つと幾分經濟を圖る意味もあること、信ずる、然るに從來其挽割の方法及び經濟上に關する成績に就ては各監共に特に注意を拂つて居る様であつて我が監獄に於ても豫て之れが研究を怠らさず種々調査を遂げつゝあつたが、昨年當地に一府十四縣の聯合共進會が開かれた當時、特許館に出品せる所の東京府下南千住九六精米所機械部發賣に係る精麥機(精米機兼用)并に挽割機が至極便利であり且つ經濟上得策であること認められた末、之を購求して据付け炊烹用の蒸汽力を利用して昨年十二月より實驗しつゝあるのであ

るが、其成績は頗る良好であつて從來要せし多くの勞力を節約し得るのみならず從來の足踏、手搗又は手臼挽割に比して頗る便利であり且つ搗減も少なく一舉兩得であることを慥め得たので參考の爲め當局者に其成績の概要を報道することゝする。

一、機械并据付費

精麥機(精米兼用)	一臺	一〇五、〇〇〇
挽割機	一臺	三五、〇〇〇
エンジン(三馬力使用)	一臺	一一〇、〇〇〇
調 草	三本	三〇、五〇〇
鐵 管	一個	一一、〇〇〇
草 車	三個	三、八〇〇
シャツト	一本	六、一〇〇
合 計		三二一、四〇〇

二、在來の石臼と本機との勞力及其仕上高等比較

(就業十時間)

種 別	精麥機	足踏白來	増	減
人	夫一人	夫七人	三分	五人
工	錢二十一	錢八十一	錢八厘	錢七厘
精麥(半斤)	三十八錢	三厘	……	……
精麥石高	五	五	石五斗八升	二斗八升
搗減歩合	二割四分九	二割七分九		三分

種 別	精麥機	手挽白來	増	減
人	夫一人	夫六人	一分	五人
工	錢十四	錢六十	錢三厘	錢二十七
石炭(半斤)	二十五錢	五厘	……	……
挽割石高	六	六	石	石
割増歩合	三分五厘四	三分八厘四		三厘

前表に依れば在來精麥と挽割の爲め十三人三分の勞力を要せしに對し本機に依るときは二人七分にて足りるのである、又從來壹圓四拾九錢要せし費用は壹圓一錢六厘に減少し、又搗減歩合に於ても差引三分の減少を示して居るのである。

因に斷つて置くべきことは我が前橋監獄地方に

於ては全く裸麥の生産なき爲め餘儀なく大麥を給して居るのであるが、之れは搗滅が比較的多いが價格は裸麥に比し頗る廉（本年四月六日購入價格壹石に付六圓五拾錢）であるから寧ろ經濟と云はねばならぬ。

三、精麥及び挽割の方法

精麥の方法は玄米を水に浸たし（夏季十分）策に上げて水の垂れ切るを待て之を日光に曝すこと約一時間にして精麥機に掛け三四回反轉すれば精麥となる（其都度唐箕に掛けること）、而して精麥となりしものは直に挽割機に掛けて夫れを万石にて篩ふて粗大なるものに對しては二度挽割機に掛ければ程善き挽割となる。

付たり、此精麥機は元來が精米機を兼用するのであるから試みに病者に給與する内地米を精搗して見たが其結果は精麥に比し一層良成績であつて二度反轉すれば全く中白米以上に搗上得ることを確め得たから今後或は臺灣玄米を購入し本機で精搗給與せんことを試みたいと思つて居るのである、當局者の參考になれば仕合である。

あり當日加藤典獄の訓示大要左に記載す

今京都東西本願寺に於て見眞大師六百五十回忌の御遠忌が發まる、次第開げば五十年目毎に營まる、さうで實に難値の法筵にして眞宗の御門徒は何れも上京參詣せらる、由然に此中に眞宗の門徒が多數を占めらる、様子で中には參詣致したき心の人もあるかなれど不幸今日の身如何とも致しがたき次第である故に何とかして心に安心を興へたき考もあり又平葉本願寺より教誨師を派遣して選善の道に赴く種種々盡力にも預りて居る次第殊に宗教の内でも眞宗が最も感化上適切なる故本省に於ても重にも本願寺より教誨師を採用し宗教教誨を施し居る次第なれば此際當監に於ても御遠忌を營み參詣出來がたき人は勿論其他の人々も一同に法雨に浴せしめれば宗教の信念も起り選善の實も擧がる事と思ひ教誨師に依頼し茲に法筵の式を擧ぐる次第大谷派は來る十八日より二十八日迄營まる、さうで教誨師も交代に參詣せらる、故へ教誨師一同揃ふて居る内に嚴かに修行致したき考より本山より二日前に行ふ次第就ては教誨前に一二言宗教の必要を述べん、人間には食物が必要であること云ふ事は申迄もなき事で食物がなかつたらば命を持つ事は出來ない故に監獄法には在監者に食糧を給せよと然し人間は食物さへ食して身體さへ丈夫であれば命を捨てよと思ふて居るのには間違向他に必要のものがある人間には煩惱と言ふものがある故へ惡しき心が起り遂には過失に陥るのである又人間は知惠滿きものなれば善と思ふて居る事も時には惡しき犯罪になる事もあるから心の

各 地 通 信

○金澤丸より

當監に於て去る十六日見眞大師六百五十回御遠忌法要教誨を施行せり其式次左に記載せん
 零時半教誨堂に於て丁年受刑者第一席二百二十八名集合せしめ典獄各課長看守長列席教誨師着席先づ二課長より法要施行の告知をなし次に勤行（導師教務所長）先づ惣禮次に伽陀彌陀經短念佛回向御文終りて加藤典獄の燒香訓示あり後安藤教務所長の見眞大師の二大精神につき教誨あり何れも難値の法筵を喜び感涙するもの多く見受けたり退場後直ちに女監に於て女受刑者二十八名に對し前同様の式を擧ぐ式次は伽陀彌陀經に代ふるに重誓偈を以てせり教誨は泉教誨師なり終て丁年受刑者第二席二百四十九名集合せしめ前席と異なることなき法要の式を擧ぐ未丁年受刑者は午前十一時より未丁年教誨堂に於て受刑者二十八名に對し法要を營む其式次女監と異なることなし三宅教誨師の教誨

正しくなる様養をせればならぬ即心の食物宗教が必要なのである故に監獄法にも受刑者には教誨を施すべしとありて是非とも教誨を聞かねばならぬ事になりて居る又十八歳未満のものには教育を施すべし其他受刑者にして特に必要と認むるものには年齢に拘らず教育を施すことを得とあり人に依て必要と認むる場合には施すことになりて居る此れ皆心の養になるのである
 そこで今宗教の中でも殊に眞宗の教は最も平易で如何なる人にも解し易く行ひ易いのである之に反して自力宗は教理は難解で知識少なき人は解しがたいよし理解するにしても眞個實行が其六ヶ數あるのである然るに眞宗は他力宗で佛陀の力に依て證るのであるから現代の如き繁雜多忙なる一般の人にとりては適切である他力とは彼の力と言ふことで人生すべて他力の進歩ならざるなく母の胎内より生る、や乳を吞まればならぬ自分の乳を吞む譯には行かぬ母の乳を吞む母は他人に非るも自分の身體が別であるから矢張他力である近く申す様小學校の兒童が一月僅かの月謝を納めて一人前の人になる様教育を受ける事は皆多の民の税金の方であるから即他人の力を蒙りて居る如し如何なる人でも他人の恩恵を受け居るのである又御互に罪惡を犯しながら結構なる手厚き處遇を受け善道に赴くも其費用は又人民よりの税金である然れば御互社會國家の厄介にならぬ檢否國家の益に立つ様善良なる國民とならねばならぬ夫に就ては宗教により我心の洗濯をせねばならぬ正しき道に進まねばならぬ又眞宗の教は未來計りで

なく現在の人間の道を守るに必要なので心の内に佛を信ずる人は自然に佛力により正しき道に歩まして貰ふ様になるのである即俗諦の王法が守らるゝのであると聞て居る

叙任及辭令

請所監獄彦根分監長ヲ命ス (請所) 看守長 井上榮次

(廣島) 看守 田中菟毛之進

任看守長月俸十九圓九十錢給與

福岡監獄詰ヲ命ス

任看守長月俸二十二圓給與 (堀川) 看守 橋本靜男

(横濱) 授業手 阿部傳吉

任監獄技手月俸二十七圓給與

横濱監獄詰ヲ命ス

(大阪) 看守長 清家林 野

給八級俸(死亡)

澁谷東朝

名古屋監獄詰ヲ命ス

(酒田分監長) 看守長 庄司善吉

青森監獄詰ヲ命ス

(青森) 看守長 清野良一

山形監獄詰ヲ命ス

(山形) 看守長 村上定平

文官分限令第一條第一項第四號ニ依り休職ヲ命ス (福岡) 看守長 白井從義

(山歌山) 看守長 陶山幸之助

すべき筈なり本年の會同は豫め五月中旬との内定なりしが司法大臣巡回の爲め六月に延期の趣なるも時宜に依ては秋季迄延期せらるべき模様あるに依り従て落成式も當然延期するに決せり

雜報

岡部司法大臣には大阪廣島兩控訴院管内の各裁判所並に監獄巡視の爲め本月二日午前八時三十分新橋を出發せられ六月二日歸京の豫定なりと

小山監獄局長は司法大臣に随伴の爲め本月三日夜香川屬を随ひ新橋を出發せられたり但し廣島にて大臣に別れ歸京の筈なりと聞く

眞本事務官は福岡、三池、熊本、佐賀、長崎監獄巡回の爲め本月六日岡部屬を隨へ出發せられたり

任看守長給十一級俸 (宮城) 看守 福澤勇太郎
叙正八級給五級俸(死亡) (熊本) 教誨師 南木 大藏

本會記事

一、司法省構内に新築中の本會々場は四月中に全部竣成本月初旬より新會場に於て事務を取扱ふ豫定なりしも天候の爲め又は内部裝飾の爲め豫定外の時日を要し本月に至りて漸く完成を告げたるを以て本月内に移轉の上六月一日より新築會場に於て事務を取扱ふ豫定なり本會々場の寫眞は本號口繪に添へたり

本會移轉の爲め從來備付の器物の多くは此際修繕を加ふる必要あり又移轉準備の爲め四五兩月は茶話會を休會するの止を得ざるに至れり
麹町區飯田町五丁目の現在本會々場及び原地は今回鐵道院へ賣渡しの契約成立し既に代金受取の手續を了し地所建物は五月以内に引渡すべき協定をなせり
新築落成式及び本年の總會は典獄の會同時に催



獄務練習新書特價販賣廣告

法學士 佐々木秀司君 法學士 鳩山二郎君 安松虎雄君 合著

●監獄法講義附監獄法令沿革
●憲法講義
●行政法講義
●刑法講義
●刑罰法講義
●民事訴訟法講義
●刑事訴訟法講義
●民法講義
●統計學講義
●附錄 英語自習法

獄務練習新書

全

●菊版總紙數凡九百頁●用紙上質印刷鮮明●クロス金字入美裝●定價一部金壹圓五拾錢
●內地小包料拾貳錢(東京市內ハ四錢)●臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢

●減價金壹圓貳拾錢 ●遞送料實費申受ク ●本書申込者ニ對シ今回本院出版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

●送本ハ申込即日遞送ス ●一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

東京帝國大學法科大學教授
前外交官領事官文官高等試驗委員

東京帝國大學文科大學教授
東京女子高等師範學校教授
前帝國大學醫學部教授
醫術開業試驗藥劑師試驗委員長

法學博士 穗積陳重先生補講
法學博士 奧田義人先生序
文學博士 中島力造先生序
陸軍軍醫監 足立寬先生序
武田仁恕 著
菊判三百四十頁
總振假名附
定價並製金七十錢
同上製金八十錢
郵税金八錢

普通專門試驗及第法全

本書は青雲の難關立身の階梯たる各種の在學試驗選拔試驗若くは登用試驗を受くる心得に關し理論に偏せず實際に馳せず極めて懇切丁寧に説述し且つ高等學校入學試驗中等教員檢定試驗醫術開業試驗判檢事辯護士試驗外交官高等文官試驗委員の實験談を交へて本書に述ぶる所の的確切なる所以を證明し以て受験に關する時弊を摘して戒飭を企て懶惰を責めて奮勵を奨め粗漫を去りて周到を計り放逸を矯めて規律を勤め父兄諸氏は速に一本を備へ座右の寶鑑と爲し給ふべし勿論我子の立身榮達を望むる世の只管受験者の達志成功を圖りたるものなり故に受験者當人は

東京市四谷區 電話(長)番町二十一番
愛住町二番地 振替口座東京七九八三番
東京書院

